明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. VI. JUNE, 1904.
VOL. XVII.

明治廿一年五月創刊

明治三十七年

監獄協會雜誌

六月二十日發行

每月一回二十日發行

第拾七卷
第六號

監獄協會發行

第十七巻第六號目次

○論　說…………………………………………（一　頁）
●歐米監獄界の大勢（於本會茶話會）……留岡幸助君演說
●外役論に付再び論據を明にす……………有馬四郎助
●日曜休役日の運用如何…………………原　北　洋
○雜　錄…………………………………………（三七頁）
●親鐙餘影（三）……………………………秋風春雨樓主人
●一假出獄者の情況…………………………進　藤　正　直
●別を告ぐるの辭……………………………別　天　生
○統　計…………………………………………（四七頁）
●明治卅七年四月末日現在全國在監人員表……
●明治卅七年四月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治卅七年四月末日現在全國囚人刑名別表……
●明治卅七年四月末日現在全國囚人罪名別表……
○雜　報…………………………………………（五三頁）
●東京便………………………………………香　川　又　二　郎

第十七巻第五號目次

○論　說…………………………………………（一　頁）
●所感（於四月茶話會）……………………高木光久君演說
●佛教と監獄（於四月茶話會）……………西元龍擧君演說
●無期刑者の特典減等に就て……在網走　安　田　半　農
●有馬君の外役論を讀む……………………野　崎　宏
○雜　錄…………………………………………（一九頁）
●監視執行は可及的寬容の途を取り
時世に適應せしめざるべからず……………浦　船　生
●在監人襟番號札改正に就て………………巢鴨監獄通信員
●新聞政略……………………………………井　上　薇　州
●兒童が如何なる罪科に陷り易きか………進　藤　正　直
○統　計…………………………………………（二七頁）
●明治三十七年三月末日現在全國在監人員表……
●明治三十七年三月末日現在全國在監人員表……
●本表中外國人の事實を擧ぐれば左の如し……
●明治三十七年三月末日現在全國囚人刑名別表……
●明治三十七年三月末日全國囚人罪名別表……
○寄　書…………………………………………（三四頁）
●責任漫筆………………………四日市分監　阪　吐　雲
●看守長の俸給改正を望む…………………尾張監獄研究會
○飜　譯…………………………………………（三六頁）
○法　令…………………………………………（五四頁）
○雜　報…………………………………………（五五頁）
●東京便…………………………………………
●外數件…………………………………………
○講　話…………………………………………（六四頁）
○廣　告…………………………………………

▲新著廣告▼

小河岳洋先生戲著

短篇刑事小說　根なし草　全

定價金十六錢
郵稅金四錢

本書收むる所「危機一髪」及び「監獄未來の夢物語」の二篇あり、前篇は筋を明治初年に於ける花も實もある老官吏の聽訟談に起し少壯新進の學士と圓熟先進の法官との對話に藉りて執法變通の妙理を說き黄吻と老舌、美人と酷吏對照波瀾の間に備さに世態人情の細微を穿ち、口を極めて微罪檢擧の弊竇を痛論し結局世の法律なるものも温かき血と涙の同情的活動を以て機宜變通する所なかるべからざる所以の理由に論及せられたるもの、後篇は名は未來記と謂ふと雖も大體、或る文明國に於ける現實

の事實を根據として之を潤色するに「そんじよそこら」に隱現出沒せる幽靈の如く將た幻覺の如き似而非的、博愛主義、感化主義さては懲戒主義に伴ふ怪しの現象材料を以てし、滑稽あり眞面目あり、變化縱橫奇想新案、湧くが如く諷刺の切なるに怒れるの後には忽ちにしてまた喜劇の妙なるに抱腹絕倒するの想ひあらん、若し夫れ黑人眼を以て之を一讀せは一言一句、すべて其心と相感應して悉く活動飛躍するの感あらしむべきを疑はず、先生行餘の閑筆、之を公けにすること固とより其素志に非ずと雖も敢て請ふて之を同好の士に頒つ、今や時局、正に勤儉貯蓄に急なり、耽讀家の極めて少數ならんことを豫期し印刷部數亦た努めて節約を加ふ、本書希望の向は成るべく速かに御申込あらんことを望む

出版者謹白

注文申込所　東京市麹町區飯田町五丁目三十二番地　**宮下鈗太郎**

爲替振込　神田一ッ橋通郵便受取所

監獄協會雜誌第拾七卷第六號

（明治三十七年六月二十日發行）

論説

○歐米監獄界の大勢（於本會茶話會）

留岡幸助君演説

今日は委員長から何か彼地で見聞したことを話せといふ事で御承諾を致して置きましたが、實は私の荷物を乘せてる船が神戶で御用船に取られて仕舞つて、そして神戶から橫濱に代船にて送て來るのですから、荷物がまだ着きませぬので纏つた御話をする筈でありますが今日は其意を果たすことが出來ぬかと思ひます、其故に唯た私が見聞したる歐米監獄の大勢を略述して其責を塞ぎ細目のことに至りては、假令は英吉利のドノ監獄はどうとか亞米利加のドノ監獄はどうとか云ふことは特別に御話を聞て頂く機會もあらうかと思ひます、今日は大体私が見聞したる梗概だけを申上て責を塞ぎたいと思ひます。

歐米に於ける監獄の狀態を御話申上けます前に、一言申上たいことは此等の監獄及監獄制度を視察しますに前に歐米の監獄思想、外の言葉で言ひますと犯罪人を取扱

ふ所の主義といふものが、歐羅巴と亞米利加とは丁度反對のやうな風になつて居るそれを能く合點して居りませぬと、英國は斯うであるとか、米國は斯うであるとか、獨逸は斯うであるとか、佛蘭亞は斯うであるとかいふやうな風に言ひましても少し混雜しやうと思ひます。

私は橫濱から米國の太平洋沿岸シヤートルに着いて、それからシカゴに暫く滯在し後ボストンに行きまして、又紐育にあともどりして、アノ邊で少し視察しまして、昨年九月十二日スコツトランドに渡つて英國に行たのでございますから、マー亞米利加の方から御話しやうと思ひます。

此亞米利加の監獄主義と歐羅巴の監獄主義では、刑罰主義若くは遇囚の主義が丁度反對のやうになつて居ります、亞米利加の方で言ふと何の爲めに犯罪人を捕へて所遇するかといふと、それは犯罪を豫防するといふことに重きを措いて居る、外の言葉で言ふと犯罪人を感化する若くは改善するといふことが亞米利加の方の監獄の主義で、さうして犯罪人を罰するといふことは附屬目的にして、犯罪を豫防するといふことが目的のやうになつて居る、それから歐羅巴の方で見ますると、是は英吉利を含んで居るので犯罪人を所遇する所の遇囚主義と云ふものは何であるかといふと犯罪人を罰するといふことに重きを措て居る、さうして犯罪を豫防するといふことは附屬の目的のやうになつて居るのであります、それで歐羅巴主義を「スラシカル、スクール」といひまして何と譯しませうか純理派とでも譯しませう、此は昔からある主義で刑學上の舊派とでも言ひませうそれから亞米利加の主義を「エツキスペリメンタル、スクール」といふ、それはどういふのであるかと云いふと實驗派と譯して宜からうと思ひます、茲で新舊といふことを言ひましたが新といふのが善いのか舊といふのが惡いのかそれは別問題であるが昔からあるから舊派と云ひ近頃出來たから新派といふので新舊といふのは、さういふ意味でございます。

亞米利加が監獄制度及び監獄改良の沿革上に於て非常に樞要な位地を占めて居るといふことは諸君が旣に御承知のことでありまして不完全ながらも分房主義といふものが初めてフヒラデルフイヤに於て創設されました、固より分房制度は昔より歐羅巴にもありましたが、特に分房主義といふものがフヒラデルフイヤに發達してそれが評判となつて歐羅巴大陸に移つて行たといふのであります、それが今日ではどういふ風になつて居るかといふと分房制度の生れて出た亞米利加に於ては「ペンシルベニヤ州フヒラデルフイヤの東監獄を除くの外は「セルラーシステム」即ち分房制度なるものは行はれないので即ち分房制度なるものゝ生まれた亞米加では其主義は見棄てられて、さうして生れない所の歐羅巴では歡迎されて居ると云ふ有樣であります、今日獨逸に行ても所謂嚴正分房なるものが非常に歐羅巴大陸では歡迎されてそれでなければならぬといふことにまでなつて居ります、そこで亞米利加では

監獄制度の二派たる分房非分房といふことになつて來ると諸君が御承知の通り「オーボルン、システム」即ち晝間雜居夜間分房といふものが殆んど亞米利加を一統して居るのであります、亞米利加といふ國は實に奇妙な國でありまして事の起りを考へて見ますると初は十三州で獨立したけれ共今日では四十五の國が合併をして「ユーナイテッド、ステート」即ち亞米利加合衆國といふ者が出來て居ります、さうして此の外にも今日は領地が澤山ある例へば南亞米利加に接した方或ひはズット北の方のアラスカの如きは日本の土地より四倍も大きいといふことである、若しさういふ所に自治の制度が行はれることが出來たならば鎖て結び附けるやうに亞米利加にクッ附いて行く、それであるから亞米利加といつても南の方に行くと監獄制度は御話にならぬやうである、北の方に行くと色々な新制度が發達して居る、南の方のテキサスといふ所でも或は佛蘭西獨逸のやうな大きい國でありますから監獄制度を統一して行かなければならぬといふことは此必要を感して居るやうでありますけれども實際統一することが出來ない、それで刑法とか監獄則とか監獄制度といふものが各州各異つて居ると云ふやうな次第であります、丁度歐羅巴各國のやうに銘々勝手のことをやつて居るので統一が出來ないそれで亞米利加の監獄は現今晝間雜居夜間分房の制度でありまして、之に異論を言ふ者はフヒラデルフィヤの東監獄を除く外は何人もないので丁度歐羅巴と反對のやうになつて居ります、さうして之に加へまして條件附裁判とか、或は不定刑期主義の監獄とか、或は未丁年犯罪者の特別の所遇とか、或はそれに附帶して未丁年犯罪者若しくは十六歲未滿の犯罪者の爲に、特別の裁判所なるものを七八年以前からシカゴに設けまして、それが發達して今日では紐育マサチウセッツ等の州に於きましても、それに倣ふて子供の裁判所を特設するといふことになつて來まして條件附裁判或は子供の裁判所、不定刑期の監獄といふものが亞米利加では全盛を極めて居るのであります、そこで亞米利加に於きましては州といふものは一つの大きなる國であつて、其知事といふものは日本で謂ふ縣知事などの資格とは違ひ、殆んど一つの王樣見たやうなもので、或は貨幣を鑄造するとか、或は軍事に關係した事とかいふ或部分を除くの外は、中央政府に於ては、更に干涉せず皆各州の知事に一任してあります、それに就て一つのおかしい話がある私が此前に渡米しました時にシカゴに大同盟罷工が起つたことがある何日經つても其同盟罷工が止まないといふので大統領が中央政府の兵隊を出して早く鎭めてやらうといふのでシカゴに兵隊を繰り出しました其時の知事はアルツゲルトといふ人でありましたが其人が大統領に向つて言ふには實にいらぬ御世話である私の州に起つた事は早く治めやうとドウしやうと大統領の方からそれまでの御世話は入りませぬから早く兵を引取つて貰ひたいといつて引取らしたことがある、さういふやうな譯で憲法に規定してある以外の事は大統領でも州に向つて干涉することは出來

ないといふことであります、從て監獄の制度も區々であつて劃一を期することは出來ない、何でも一番良いといふことは直ぐに始めて行くといふ國柄でありますから統一だの規律だのといふ點は甚だ乏しいのであります。

それから又亞米利加の監獄を研究するに付きましては一つ考へて置かなければならぬことは、歐羅巴の或國々若くは我邦のやうに全國悉く中央政府の下に於て統一して行くといふ風になつて居ない米國に於きましては、重罪監獄及感化監獄の如きは「ステート」即ち州政府にて直轄し、尙ほ他の語を以て云はゞ國庫支辨であります、それから「カウンチプリゾン」といふものがある、此は我國の縣監獄の如きものであります、さういふ刑期の短い犯罪者の行きます所は是は地方費でやつて居ります、それですから州政府でやる所の監獄と地方政府でやります監獄とは監獄行政が全く違つて居ります、さうして亞米利加には一つの惡い所の弊がありまして、政治の爲めに監獄事業が攪亂せらるるのであります、今の政治家といふやうなものが監獄界に這入つて來て、黨員の多い黨派が詰り勝を制するので新たに知事に任命せられた知事の考へにて監獄も吏員に大變動を與へます、其故に監獄事業に熱心でもなければ經驗もない人がこの椅子に坐りますから、監獄事業は勢ひ大損害を蒙ります、それが爲めに地方監獄の如きは甚だ善くない、それで國庫の方でやります所の「エルマイラ」とか「コンゴルド」とか又は「ステートプリゾン」といふが如き監獄は決して政治的の方面から吏員が入り込むことの出來ないやうに離を造つて居る州もあります、斯ふいふやうに亞米利加の監獄は餘程混雜をして居る所があるのでありますから、一概に論評することは甚だ六ケ敷のであります、さういふ風でありますから此前及び今度行て見ましても、地方に屬して居る即ち地方費を以てやつて居ります「カウンチープリゾン」とか(郡の監獄)「ハウス、オフ、コレクション」(我國の分監の如きもの)といふやうな微罪の者の行く所の地方監獄などは、何處に行て見ても甚だこの制度がよろしくない、けれども州でやります所の彼の「エルマイラ」の如き「マサチユーセット」州の如き或は「フヒラデルフイヤ」の東監獄の如き、隨分見るべき所の監獄が少なからずであります、そこで亞米利加は何分大きな國であつて其國が幾つも聯合して出來て居る國で、知事といふものが一州の王の如き權利を振舞つて居る國でありますから、之を統一して行くことは洵に困難なる次第であります、今日米國地方監獄の紊れて居ることは既に學者實務家の唱導するところで、私のシカゴに着きました時もシカゴ大學の社會學及び監獄學の教授である所のドクトル、ヘンドルソンといふ方が毎晩演説して地方監獄を改良しなければならぬ、此儘にして置くならは是れ即ち國辱であるといふまでに絶叫して居りました、それであるから亞米利加にては非常に良い所の監獄があるかと思ふと非常に惡い所の監獄があつて、惡い所ばかりを見ると御話にならぬけれども、又「エルマイラ」のやうな監獄其外定刑主義の監獄に行て見ても隨分或監獄は

良いのがあります、例へばマサチユーセツト州にありまする所の婦人のみを入れる所の女囚感化監獄の如き實に完全したるものにて兎ても英國及歐羅巴大陸にても如此良監獄は見ることを得ざりし程の監獄であります、亞米利加は監獄制度のみを以て見るも善惡混同して居る所の國であります、斯ういふ風に主義の方から言ふても、豫防といふことと感化といふことを主にして刑罰を附屬目的として居りますから、歐羅巴の主義と全反對になつて居ります。

そこで亞米利加には一體犯罪人はドノ位あるかといふと、正確なる統計を取ることとは餘程六ケ敷いのであります、數年前にシカゴ大學のヘンドルソン教授かムンフルルドといふ刑事統計の方に詳しい方を主任にして、亞米利加ばかりでない世界に於ける刑事統計といふものがドレ程まで信用が出來るかドレ程まで學術的に整理することが出來るかといふことをムンフォルドといふ人を選んで調査致させました、即ち英佛獨の諸國に於ける刑事統計家なるモリソン、マイエル、フリーダルといふやうな刑事統計に精しい人々が書きました監獄學に付てドノ邊まで刑事統計といふものが信用が出來るかといふことを調査したことがあります、斯の如く精勵して造り上げた調査の結果が今日の刑事統計のみを以ては學術上信用を置くに足らないといふことを發見致しました、それで仕方ないから亞米利加丈けの刑事統計なら取つて見ることが出來るといふので取りました統計があります、是も一分一厘も違はぬとは言へませんが、先づ今日まで亞米利加で出來た所の刑事統計としては稍々信を措くに足りると云ふ評判であります、此統計に據りますと亞米利加には一年に大凡七十二萬人ばかり犯罪する者があります、亞米利加は七千八百萬若くは八千万の人口で日本の人口より多きこと殆んど倍程であります、其中で七十二万人が毎年犯罪するのであつて、さうして其中で二十六万人程監獄に入監するのであります、さうして始終監獄に這入つて居る所の犯罪人はドノ位あるかといふと、亞米利加中を通じて八万五千人ばかりであります、それが爲めに費す所の經費は凡そ一億圓ばかりであります、此の統計は信を措くに足るといふことであります即ち人口百万に付て七百七十二人の犯罪人がある割合となります。

却說亞米利加の監獄制度は歐羅巴と違つて嚴正分房では御座りません、所謂晝間雜居夜間分房主義であります、而して之に加ふるに不定刑期條件附裁判、特別なる青年犯罪者の監獄及感化事業などといふ者に重きを措いてやつて居ります、そこで亞米利加に於きましては犯罪と刑罰とを一致させる、之を他語せば惡い事をした者には其度合丈け其丈多くの刑罰を科するといふ歐羅巴主義なるものは、監獄學者實際家が取らないものであります、寧ろ豫防といふ事に重きを措き刑罰を客として居ります、例へは亞米利加の監獄學者を擧げて見るとドクトル、ヘンドルソン、ゼ子ラル、ブリンコルホツフ、ルウイス、エフ、エツチ、ワインス、サムエル、バロウス、ズイ、アール、ブロツク

ウェーといふやうな監獄學者は皆歐羅巴と反對の主義を取つて監獄事業を遂行して居るのであります、そこで之に付ては色々異論もありますけれども、亞米利加に於ける實際の刑事社會、監獄社會及び監獄制度の概略を申上げまするど斯んな風で、亞米利加は斯主義を氣張つて實行して居りますから、丁度歐羅巴の行刑主義とは反對になつて居るのであります。

次に英吉利の事を御話を申上げたいと思ひます、英吉利に行きまして段々と研究して見ますと、諸君の御承知の通り英吉利では歐羅巴大陸即ち獨逸、佛蘭西、白耳義、和蘭瑞西、伊太利なぞゝは違つて、英吉利の獄制は大陸諸國の獄制と亞米利加の獄制との間の監獄制度を取つて居るやうに思はれます、英吉利の獄制は所謂階級制度といふものを骨子としてやつて居る、亞米利加の如く惡く云へば突飛善く云へば非常なる進歩といふ風でもなく、歐羅巴大陸のやうに比較的昔式でやつて居ると云ふ譯でもなく丁度眞中位かと思ひます、茲に少しばかり統計がありますが、之を申上げるとどういふ風になつて居るかといふことが御分りでございませう、私が倫敦に居る時即ち昨年の十月二十八日に新しい年報書が出まして色々新聞で論ぜられたり、又雜誌なぞで論評されたるものを研究して見ると妙な風になつて居ります、千九百一年には男が十万千四百九十三人女が四万六千五百四十八人合計十四万八千三十三人が今から三年程前に英吉利で犯罪をした、其の次の千九百二年にはどういふ風になつて居るかといふと、男が十一万八千二十七人女が四万八千二百五十三人合計十六万六千二百八十人が監獄に這入つたことになつて居る、それから去年即ち千九百三年の統計に據ると男が十二万六千七百五十四人女が四万九千五百九十一人合計十七万六千三百四十五人監獄に這入つたことになつて居る、して見ると犯罪者は年々殖へて居ります英吉利では監獄事業と併行して感化事業が整頓致してをりますから犯罪人が段々減ると云ふことが一般に信ぜられて居りました、然るに近年の傾向に依つて見ると英吉利では犯罪人が段々殖へつゝあります、そこで其原因はどういふものであらうかといふことを監獄局に於て非常に苦心をして調べた結果に據りますと、色々面白き原因があります、其原因の第一は南亞戰爭であります、アノ南亞の戰爭即ち二年と八ヶ月の間に英國は大凡二十五億万の軍費を費つて居ります、其大戰爭には英吉利から大勢兵隊が繰出した、それから戰に勝つて英吉利に戻つた、戻つた所で兵士に別に仕事がないから、其兵士が段々犯罪をするやうになつたといふことを頻りに統計上から調べた、それが英吉利に犯罪人が殖へるといふ所の第一原因であるといふのです、それから第二は兵士が戻つて來た所で非常に酒を飲むやうになつた、其酒の飲方といふものは尋常一般でない、それも犯罪人が殖へて來る所の第二の原因になつて居る、それから第三は短期刑の者が非常に多い、是は英吉利ばかりではない亞米利加でも獨逸なぞでも多いのであります、何れの國も短期刑の犯罪人が非

常に多い、或は三日とか五日とか四週間とか五週間とか五六ケ月とかいふ犯罪人が非常に多い、又少年犯罪人、未丁年犯罪者といふものを裁判所から監獄に送る、又は或監獄から他の監獄に送つて、さうして拘禁するといふことが犯罪の原因の大なるものになつて居る、即ち短期刑と未成年囚といふものを監獄に繋ぐことが犯罪原因の最も大なるものになつて居る、是は世界中有觸れたる事實であつて、此一二三の原因が合しまして英吉利にては此通り一万人程も犯罪人が殖へて行くことになつて居ります、英政府は此が爲に非常に困つて居るやうであります、勿論英吉利の監獄則第十三條に依つて見ますると、少年犯罪者を監獄に送る時は成るべく公衆にさらさぬやうに、又囚人を送るときには一種の馬車を拵へて、それで監獄官吏の外世人の眼に掛らぬやうにしろといふことを特に監獄則に規定してあるのですが、實際さういふ譯にいかないいかないから犯罪人が殖へる、又少年犯罪者はツマラヌことで犯罪をする、其ツマラヌ犯罪を檢擧する此が犯罪人の増加する原因となつて居ります、十六歳の少年か四十一回も微罪を犯して監獄に行つたといふことを監獄官が特に調べて居る、例へば一種の法律で禁してある遊びをしたとか、倫敦の町は繁華でチヨツト向側に渡ることが出來ぬほど混雜して居る、其處で手球を持つて遊んだとか、或は「ベースボール」を持つて遊んだとかいふことが犯罪となる、或は軒に居る鳩を捕へたとか、或は軒下に寢たとか云ふことを警察官が擧げて、その犯罪者が監獄に送らるゝといふので、十六歳の子供が四十一回も監獄に這入つて居るのであります、第四の原因はどうかといふと、日本で云ふと養育院のやうなもの、大人の乞食及び窮民を收容する「ウオルクハウス」即ち我國にて救貧院と譯すべきもの、それが英國には澤山ある、此等の救貧院は英吉利にては救貧税といふもので支へることになつて居ります、其内部の制度が甚だ不整頓であつて良くいつて居りません、犯罪者の増殖は一部分之に原因して居ります、その理由は在院者が救貧院に居つて粗末な食物を食ふよりは寧ろ監獄に行つた方が宜いといふ所から態ざと罪を犯して監獄にやつて來る者が多い、此第四の原因から英吉利にては主として近年犯罪人が殖へて來るのであります、それに加へて第五の原因は發狂的犯罪者の増加であります、此發狂的行爲に依りて犯罪する者が少からずあります、先づ此五の原因から英吉利では犯罪人が殖へて行くといふことを言つて居ります、現今英吉利の監獄を研究せんとするものは此等の現象には特に注意しなければならぬことゝ思ひます。

併しながら是は惡い方でありますが、又善い方から言ふと近年英吉利の監獄はなか〳〵面白いことがあると思ひます、元來英吉利人は亞米利加人と違つて居ります、亞米利加は馬の如く走る英吉利は牛の如く歩むのです、所謂國民の差異を言へば馬と牛とです、さうして英吉利人は理窟よりも實際を重んずる、そこが又獨逸と英吉利と違ふ點であります、何事をなすにも獨逸は學理を考へ此から編み出したる組織方法を以

て事業を始める、英吉利は經驗を重んじて經驗より獲たる智識を元として組織方法を立てると云ふのであります、其故に英吉利人は保守的に傾くと同時に實際的である、其一二の例を申上けますと、私が倫敦に着きましてホワイト、フォールにある監獄局に行きまして、巡閲官に會つて、斯ういふ譯で來たから書物なり報告書なりが欲しい、尙アナタが私に注意するやうなことゞあるなら充分に御意見を承りたい、而して監獄を視察するの許可を得たいと言ふと、宜しい色々報告書がある監獄則がある斯ういふものがあるから讀めといつて二三種貰つた、それから私が言ふのに、尙此報告書の外に有名なる書物はありませんか、何にか英吉利の監獄の大体を知るに宜しい書物はありませぬかと問ひますと、巡閲官はそういふ書物は知らぬと答へました、併し何かありませうがと言ひました所が、あるかも知りませんが私は知らぬ、一番良いのは監獄局から出す年報書（イーヤーブツク）が一番良いと言ふのです、少しは私も英吉利の書物は知つて居りますが近頃どういふつて居るから誰がどの書物を著述した位のことは知つて居りますが近頃どういふ者が出來たかと問ふと、書物は一向知らない、英國の監獄狀態を研究するには、監獄局から出した所の年報書に限る、其故に私は英吉利と云ふ國は實に妙な所だと思つて、それから其處を去つて幼年犯罪者と不良少年を取締まる感化局に行つて巡閲官のロボルトソンといふ人に會つて未丁年犯罪者に關する良書籍を聞きました所が、本局から報告書が出る、是は感化院長の報告を集めて拵へるものであるが、それが一番

良いと、學者の著述せし書物に重きを置かずして感化院長の報告せし年報書に重きを置けり、そこで私は今度小河事務官の著された「未丁年犯罪者所遇論」といふ書物にも英人モリソンの說が引いてあるモリソンは「未丁年犯罪者論」といふ名著をなしたる有名なる人であります、そこで私がモリソンの「未丁年犯罪者論」はどうでせうかと言ふと、巡閲官はエライ顏をして、アレはいかぬ、アノ人は學者だ色々の理窟を集めたるに止る者だ、苟も英國の感化事業を知らんと欲せば私共の拵へた報告即ち事實を本として編成したる年報書が一番良しい、モリソンの言ふとは間違つた所もあると言つて學者の議論に餘り重きを置かさるが如く見ゆる、併し私共がモリソンの著述を見ると理窟が積んでアノ位い面白ろい書物を讀んだことは稀れな位であります、モリソンの著述からは頗る智識を得ました、所が巡閲官の言ふには學者の言ふことのみを當てにするのが第一に間違つて居るといふ、それから七八年前に「デパートメント、コッミッチー」の拵へた所の「ブルウブック」即ち世界中の感化事業のことをかいた書物がある、アレはどうですかと問ふと、巡閲官の返事にアレは學者や名譽のある人々の集めた感化事業の報告書であるから是も違つて居る所が多い、本當に良いのは本局より出す年報書が一番良いといふので、詰り學理とか學者とかいふことに重きを置かない、兎に角自分等のやつて居るものが一番良いといふ、以上述べました事實より考へて見ると、英吉利人は獨逸人に較べて學理には慥に後れて居ると云ふ說

は本當らしいが、英吉利人は慥かに實際に効果を擧ぐる點には、獨逸人の及ばざる所であります。

それから英國にて何れの監獄を視察しましても大に私が感じましたのは、英吉利人は自分の國の監獄制度が一番良いと思ふて居るやうです、亞米利加に行くと亞米利加位い監獄制度に進歩した國はないと云ふし、獨逸に行ても、瑞西に行つても、佛蘭西に行ても、自分の國が一番良いと思ふて居るやうです、英吉利人は殊に其の考が強い、自信（コンビクション）と言ひませうか、國自慢と言ひませうか、無暗に自分の國のことを譽めて居ります、之を他の言葉で言へは英國人は自任する所が強いと言へませう、更に私は巡閲官に問ふに、今度私は歐羅巴大陸に行かんと致しますが、歐羅巴大陸の感化事業は何處が一番良いだらうかと云ひますと、巡閲官の答に一番良いのは英吉利でありますと、そこで私が英吉利の良いのは分つて居ます、私は英吉利のことは調べ終つたから、今度は歐羅巴大陸のを見たいと思ひますが、何處の感化事業が一番參考になりますかと尋ねますと、それは知らぬ、感化事業では英吉利が一番良い、なぜさういふかといふと、歐羅巴大陸に行て見ると何處でも未丁者を犯罪者として取扱ふて居る、英吉利は然らず未丁年犯罪者を犯罪者とせずして子供（ボーイス）として取扱ふて居る、其故に英吉利の感化事業が一番良い、私の問に對する巡閲官の答は以上述べました通りであります、そこで英吉利人は獨逸人とは全く反對で實際的で而かも非常に自信の強い國民であります、言はゞ事業に喰付たらイツまでも離さないのである、だから一度び監獄事業に從事せば局長でも巡閲官でも典獄でも滅多に迯らない、自分のやつて居る事は良い、自分の國は良い、自分の組織が良いと思つて居る、餘り自分の國が良いと思ふから學問などには後れるが、實際からは自信力が強いから進むのであつて實務が上るのであらうと思ひます、それから一つの例は、私が少し調べて見たいと思ひまして、倫敦の「スコットランド、ヤード」の警察本部に行つて尋ねると、警察官が報告書を斯んなに澤山持つて來て、倫敦の警察を見たければ之を見玉へと言つてつき出した、私が見た所が一向分らぬ、何にか規則がありませぬかと言ふと、澤山の規則書類を持ち出して來て、倫敦の警察のことを知らんとするは是より良いものはないと言ひました、此一事を以てするも英吉利人と云ふものはドレ程實際に重きを措いて居るかといふことが分ると思ひます、英吉利は經驗より發達した監獄制度ですからチヨツト他の文明各國とは趣か變る所があります。

如斯英人は實際的で而かも又保守的でありますから、矢張り少しつゝは進歩して居ります、之が英吉利人のエライ所であります、監獄界に於ける近來の進歩の一二を御話し申しますれば、近頃英吉利の監獄事業で當局者が自慢し又良いと言て居るとは、在監者を處遇する分類といふことが非常に良く行はれて居る、是は私が實際倫敦の數監獄を視察致しまして、成程アヽいふ風にすれば宜いだらうと思つたので、非常に

罪囚の分類が良く立つて居る、一つのことを申し上げますと、二人で仕事をして僯寸なら僯寸の軸を拵へて居ると、中に一つの小さき塀があつて顏丈け見られぬやうにしてある、隣りに誰かゞ居ることは分るけれども話が出來ぬから仕事が捗どる又罪惡の傳播を防ぐ點に或程度まで効力がある、又小さき塀に仕切りを附けて一人々々仕事をして居る、出來得る限りは何でもかでも分類をつけてやつて居る、此罪惡の分類法といふものが細かい所まで行渡つて居ることが、監獄事業が進步した一つの證據であると典獄等が頻に云つて居りました。

それからモー一つはエルマイラのやうな監獄の制度を英吉利に採用した事でありエルマイラ主義に付ては異論もあり、ます、この點は私は實に吃りした、日本などではエルマイラ主義に付ては異論もあり、學者の中にも反對があつて、我輩は四面楚歌の聲で、斯の主義の盛んに行はるゝは、亞米利加より外にはないと思つて居りました、所が英吉利の監獄局に行つて見ると種々面白いことをやつて居ると云ふは、如何なることであるかといふと十六歲と廿一歲との間の未丁年者をエルマイラのやうな主義にて處遇して居ることであります、その幼年監獄を見て吳れといふので、倫敦から滊車でテームス河畔を三時間も下ると、ローチエスターといふ町がある、此町より凡そ三哩の丘上に「ボルスタル」重罪監獄がある、此重罪監獄は我國にて男囚と女囚とを嚴然區劃してあるが如く、丁年囚と未丁年囚とを區別して、未丁年囚感化監獄なるものが設立されてある、之を見し時は實に快哉を叫はざるを得なかつた、其快哉を叫ぶ理由は、英吉利の如き保守國ですら、感化監獄を設立するに至りたるは、時勢の推移するを察するに足るのである、「ボルスタル」少年感化監獄には未丁年犯罪者が八十五人ばかり居る、此感化監獄のことにつきましては、別に席を改めて御話する價値があるから、此次に御話し申します、定刑期主義の監獄中で感化監獄といふものを造つて、試驗して居るのは實に愉快の事であります、既にホルスタールの少年感化監獄は三年前から開かれて居る、而して其模樣は中々好都合であると云ふことであります、既に私が倫敦に居る中に倫敦にて中々賣れ行きのよい「デーリー、ニユース」といふ新聞がある、此新聞は我國で申すと萬朝報を高尙にしたやうな新聞であります、それと夫の有名なる「ロンドン、タイムス」の二つを私は毎日讀んで居りましたが、此の「デーリーニウス」に少年感化監獄の必要といふことを十日ばかり論じましたが、非常に新聞社々會、社會學者が少年感化監獄といふものを歡迎して居ります。

其次に英吉利の監獄の餘ほど整頓し且つ成効しつゝあるのは監獄書籍館でありま す、監獄內には成人囚の書籍館は勿論、又未丁年囚の爲めにも特別に書籍館がある、此監獄の書籍館といふものが餘ほど英吉利では整頓して來た、大抵二十五万冊位英吉利中の監獄に書物があるのであります、それを一週間に二回即ち二冊づゝ囚人に讀ませるやうになつて居るのであります。

それから特に英吉利の監獄事業が近頃整頓して居るのは、所謂監獄巡閲上のことであります、之に付ては大に感じまして昨晩も小河君に御話を致したのでありますか、徹頭徹尾英吉利人は實際的で監獄局に普通の巡閲官の外に、一種特別の巡閲官といふものがある、是は耶蘇教の牧師それが巡閲官といふ官吏です、衣を着て役所に出勤して居る、それは何をして居るかと云ふと、免囚保護事業のことゝ教誨のことゝ監獄書籍館の三つを監督して居ります。

そこで此牧師の巡閲官は、英吉利全体の監獄教誨、免囚保護、監獄圖書館の三事業を監督する爲めに巡閲するのでありまして、此等に關する凡の報告は皆此牧師なる巡閲官に來るのであります、實に直接に宗教を傳道する牧師を巡閲官として教誨、圖書、免囚の三事業を監督するに至りては、英吉利は飽まで實際的と云はなければなりませぬ。

それから今一つの快報は不定刑期の採用であります、英國にては習慣犯者に限て不定刑期を採用する原案を作つて國會に出して居るのであります、多分此頃は國會が開けて居りますから、此原案は採用になつたでせうが、さうすると習慣犯罪者に限つて不定刑期を採用するのであります、少年感化監獄と習慣犯者に對する不定刑期の採用は、今日まで英吉利に色々議論がありましたが、詰り不定刑期の採用は良いだらうといふので、保守的の英吉利人でさへも採用することになつたのは、如何に監獄社會が行刑的大勢に於て、方面が變つて來つゝあるといふことを知るに足るだらうと思ひます。

それから英吉利では此點に非常に重きを置いて居るやうです、假令は習慣犯罪者でない所の犯罪者、即ち偶發的犯罪者の所遇といふことは、成べく規律が嚴重であつて、而かも短くして有効なる處遇法を取らなければならぬ、所謂偶發的犯罪者は極く刑期の短い若くは規律が非常に嚴重であつて、鋭い効果がある所の刑罰法を取らなければならぬといふことを考案して居るのであります、それが實際どういふ事になつて現はれるか今やり掛けて居ることであるから分らないが、成べく偶發犯者は僅少の間監獄に入れて置いて、監獄の不自由といふことを感じさせてをかなければならぬといふことであります。

以上列擧したる五個の點は實際英吉利の監獄に於きまして、成功の方から言ひまして行刑の主義と方法とか變つて行く點を見るに足るだらうと思ひます。

然るに如此行刑法が進歩せるにも係らず、ナゼ英吉利の犯罪は殖へるかといふと、種々の理由がありますが、或人の申しまするには、英吉利は警察の活動といふことが盛んであつて、凡そ世界の中英吉利程警察制度が進歩してる所はないと申すのであります、それで警察が活動して行届くから犯罪人が上つて來る、此理由は一寸と人の氣付かざる所でありますが、實際犯罪の增加と申すことには、警察の敏活と云ふことが與

つて力あるのであります、それから浮浪者と乞食見たやうな無頼漢が殖へて來た、此等の理由は英吉利に犯罪者の殖へる最も大なる原因でありませふ。

さういふ様な風で英吉利の監獄は常に多少進みつゝありますが、私の大に今度感じましたのは、獨逸でも、佛蘭西でも、英吉利でも、亞米利加でも犯罪の大原因であらうと思ひますことは微罪を犯したる短期刑の者が非常に多いといふ事で御座ります、獨逸でもさうでして其監獄を見ると非常に微罪の者が多い、英吉利でもさうです、佛蘭西でもさうです、監獄に入るべからざる者を入れて處遇して居る、例へば紐育州では犯罪者の百分比例の九十强は輕罪犯而かも其刑期はどうかといふと、一年以下の者である

それから英吉利でもさうです、監獄に刑の宣告を受けて這入る者の百分比較の九十以上は、刑期一年以下の微罪の者である、さうして見ると重罪囚は極く少くつて、一年以下の犯罪者が殆んど監獄の大部分を占めて居るといふことになつて居る、若し英吉利に於て亞米利加のやうな條件附裁判といふものを採用して盛んにやるならば斯ういふものをドシ〳〵監獄より出すことが出來るだらうと思ふ、勿論或部分が條件附裁判見たやうな形式的のものがあるでせうが、亞米利加にある條件附裁判の如きものはありませぬが、何處に行きましても一年以下の微罪の者を監獄に入れることになつて居りますから、之を條件附裁判のやうなもので監獄から追拂つて行けば經費問題に於きましても、犯罪の傳染といふことから言ひましても、餘程減るだらうと思ひます、私が一番感じましたのは、どうも監獄に入るべからさる者が入れてあると云ふことであります。

それから英利より和蘭に行き、和蘭から獨逸に行き、二箇月歐羅巴大陸に居りましたが、最も多くの時間即ち一ケ月を獨逸に費やしました、さうして監獄慈善事業、社會事業等を見て感ずる所が多くありました。

此席にて英國の感化監獄のことを御話し申したいのでございますけれども、今日は卒業生諸君も御居でになり、外の方からも御話になるさうですから、多くの時間を取ることは好みませぬから、それは他日に譲ることに致しませう。

もう一つ御話申して御分れを申したいと思ことは、瑞西の首府ベルンに行きました時、萬國會議の名譽幹事であるドクトル、キョームといふ人に會ひました、此方は小河君も御承知で、小河君のことも屢々話頭に上りました、而して此方は有名なる監獄學者にて自由說を取つて居る人であります、此方と話が合ひまして二日逗留すへき所を六日泊りました、私は大層先生に歡迎せられましたから、自分も無い金を使つて旅館で宴會を開きました。

先生は万國會議の報告、演說等を編輯して万國監獄會議々事録なるのを世界に出たしつゝある方であります、先生は瑞西の統計局長兼監獄局長であります、先生が典獄

を二十五年ばかり勤めて居られた方でありますから、私は殆ど先生と感を同ふ致しましたことは實に愉快でありました、そこで先生は先生の理想を實行せられたる監獄を見て呉れといふことでありまして、或日のことベルンから十七哩ばかり隔りたるウヰッチエルといふ所に農業監獄（アグリコルチユラル、ペニテンシアリー）を觀に行きました、私は實に驚た、さういふことをしても宜いものか知らぬと思ふ程驚きました、それは如何なることであるかと云ふと、一年以下の初犯者を拘禁する場所でありまして、其處は潮水の邊りであつて、先生の話に二十年前は此は水が三尺も乘り蒸滊船が通つて居つた所であるといふことであります、然るを政府と相談して此土地を貰つて……勿論政府の監獄に違ひありませぬが、先生の理想通りに農業的殖民監獄なるものを立てられました、實に奇妙な監獄であつて、私は實に世界に一つだけかない監獄と思ひます、どういふのかいふと、百入十人ばかり這入る所の石造の監房があります、（勿論分房）其の所を本監として五ケ所に外役出張所といふものを設けて居る、牛が四百頭ばかり馬だの豚だのそれに準して居る、外役所見たやうな所には牛小屋と收穫物を入れる納屋と、それから官吏の官宅がある、さうして下に官吏が住ひまして二階に上つて見ると、囚人が四五人住んで居る、官吏の家族と同棟の内に囚人が一緒に住んで居る、さうして塀も何にもありもしない、何哩といふ大きな開墾地でありますから塀も何にもない、私はギヨーム局長と此監獄の典獄と一緒にブラ〱此殖民地を徒歩して視察致したが、沼地であるから司獄官と囚人とは道路普請をして居りました、それで一寸と見ると働て居る人には囚人か官吏か分りません、典獄の話にアノ人は帽子が違つて居るから看守長であると云ひました、看守長は着物も囚人と共に同じものを着て居つて劍は勿論棍棒も持たない、囚人と同じ着物を着て帽子丈けが違つて居る、さうして司獄官が囚人と一緒に働く、それからズツト廻つて行くと畑がある、一人の看守か五人の囚人を索いて居りしが、司獄官も鍬を取つて同じやうに働て居る、唯帽子か違ふ丈けで暑いのに囚人と共に働て居る、それから工場に行つて見ますと、工作場には矢張り看守長が鉋を執つてやつて居る、彼は大工の看守長と見へる、それから炊事場に行きました所が、囚人が女と一緒に居りました、私が一番初めに行きました時に二階に婦人が居る、實は驚いて囚人に家内でも持たせるのかと問ふと、局長の答に是は放免前であるから國元から家内を呼寄せてやつた、さうして家内と一緒に百姓をして居るといふことでありました、滅法界もない自由制度であると思ひました、それから今の炊事場に行くと女が奇麗な着物を着し芋を洗つたり何かして居る、是も囚人の妻君ですかと問ふと、さういふことを言つてはいかぬ、アレは看守長の妻君であると云ふことでした、幸ひギヨーム先生は英語が分るが典獄なり炊事場の人々は英語が分らぬから宜かつた、以上述べたるが如く此監獄は云はゞ家族的であつて能く逃走がありませぬなーといふと、一年に三四回位は逃走囚があるが直ぐに捉まへる、斯ういふ風で馬鈴薯

を造つたり、石炭になりかけの泥（トルフ）を掘つて焚物にして賣るとか、野菜物を造るとかして、此監獄を獨立で維持して居るから、政府よりは一紙半錢も戴かない、所謂監獄は自營獨立である、農業で上る所のものを以て囚人なり官吏の費用を支へて行くのであるから獨立自營の監獄である、ギヨーム先生は自分の監獄主義は斯ういふ風で實行して居るといふので非常に大自慢でありました、それから典獄が私等を招くといふから行かうといふので、典獄の官舍に行つて非常に御馳走になりました、典獄の奥さんなどは良い着物を着換へて親切に待遇して呉れました、典獄の妻君が英語が出來るといふので、ギヨーム先生は大自慢で先生の語に瑞西といふ所は進んで居る、實に世界は廣しと雖も此國に限るといふ樣な話でありました、更に又驚いたのは我儕の一行は典獄に御馳走になりたるので、ギヨーム先生は少し金を出して典獄にやらなければならぬといふのでありますが、一向私は瑞西の風俗を知りませぬから實はビックリ致しました、ギヨーム先生は御自身が一「マーク」出して私に三「マーク」出さなければならぬと云ふのであります、自分が一「マーク」出して私に三「マーク」を出金さする算用でありました、それから監獄の視察を終りて色々圖面だの設計だの貰ひまして夕暮れの頃先生とベルン府に歸りました、それで此農業監獄は犯罪人が逃亡せずして改良し、政府カ一文も金を出さずして立ち行くといふことであります、我國でも之を實施せんと欲すれば、北海道あたりは最も適當ではないかと思ひました、なぜさういふ自由なことが瑞西に出來るかといふと、瑞西には由來宗教界にもズウィングルの如き自由家が出て、教育家としてはペスタローヂーや、ルーソーが出た國でありますから、自ら自由思想には富んで居ります、瑞西の山の中より自由が出ると申すとは實に其通りのことで、瑞西は自由平等進歩にて充滿して居ると申しても過言ではありますまい、故に監獄制度も自由過ぎる程自由が行はれて居るのであります、私は餘り長く一人で御話を致しましたやうでありますから、是でよしませう諸君の御靜聽被下しことを深く感謝するのであります。

（終）

外役論に付再び論據を明にす

有馬四郎助

第一、日露戰爭は、天下に比類稀なる、義戰なり、比類稀なる、義戰なるが故に、余輩は之れが、後方勤務の勞役の幾分に、囚人をして當らしめんと云ふ、若し夫れ假りに人道に適はざる、強奪的不仁不義の、暴戰なりとせんか、即ち之れ倘犯人に教ふるに犯罪を以てし、又罪人に强ふるに罪惡を以てするものなるが故に、其不可なる所以、今又玆に論する迄もなし、

第二、日露戰爭は、振古未曾有の、最大國難なり、振古未曾有の、最大國難なるが故に、余

輩は囚人の外役を主張す、若し夫れ彼の北清事變や、近くは臺灣土匪討伐の如きものなりせは、第一彼等外役囚人に、何等特別の感動を與へざるのみか、餘りに物數奇の業たるは、常識の敎ゆる所たり、されど今や我國民總てが、非常なる醒覺を以て、有ゆる全力を傾注し以て、此の强大の敵、耐久の敵に對し、最後の全勝を期せさるべからざる、最大危急の塲合にして、而かも之と彼とを同一に論せんとするが如きは、到底之れ沒分別なる、迂愚の論たるを免かれど、

第三、凡そ人の罪より救はるゝや、先づ自ら善事を行ひ、善德を積むの、力量あるを自覺せしむるを以て徑捷となす、而して余輩は知る、此光譽ある、出征軍、附屬の、勞役を荷ふ事の、如何に我可憐なる囚人に取りて、熱切の本懷たり、又理想の善德たるかを、吾等人を苦しめ、世を害せし其上に、而も今日の如き塲合に、尙且つ厚き保護の下に養はる、其罪、眞に愧死すべきなり、願はくばせめてもの罪滅しとして、出征地の勞役に、心骨を碎かんとは、之れ今日實に彼等衷心に、囁く處の聲ならずや、故に我邦の囚人に取り、此際の外役は、洵に逸すべからざる、感化上の一大轉機の、時期なりと云はざるべからず、余輩は玆に、敢て我邦の囚人に取りてと云ふ、之れ我邦の臣民には、素と一種特別の、性格あるが故にして、何れの國民にも、又如何なる塲合にも、之を以て通用する、議論とは云はず、此處讀者の一考を、煩はす處なり、

第四、社會政策上より、觀察して、今日の外役は、其宜しきを、得たるものと云ふことを得べし、即ち軍資として、國內の流動資本は、悉く收集せられて皆戰地に運ばれ、彼地に撒布せられて又內地に歸來らす、爲めに金融愈必迫、事業止み、商業振はす、社會は之れが爲めに、如何に不幸の影響を蒙りつゝあるかは、今更多く辨ずる迄もなし、今日を以て將來を察す、經世の心あるもの誰れか、悚然として寒心に堪へざるもののなきを得んや、而して今や此危險なる社會に向て、平常の如く監獄は、續々として出獄人を放還す、別に怪むへき事にあらすと雖とも、然も之れ頗る無慈悲の處置にして、社會の迷惑又頗る思ふべきなり、是を以て今日の塲合に於ける、出征地の外役は、即ち國費を輕減して、有効に使役せられ、之れと同時に、一面には又幾分なりとも、資本の回收策ともなりて、今日の社會救濟の、一助となるのみならず、遠征的外役は、他日國民膨脹の、素地を造るの便あり、之れ間接の利益なりと雖とも、今後の我邦、社會保安策としては、膽識ある經世家の、決して看過し能はざる、大なる着目點たらざるべからず、

第五、外役、必しも行刑の原則に悖るものにあらず、人或は文明流の行刑法は、巍峨たる大厦、嚴肅なる樓門の中に、限るものとなし、外役は之に反して、非文明流のものとなすものなきにあらすと雖ども、然れども余輩を以て之れを見れは、到底之れ謬見たるを免かれず、而して直裁に余輩の見解を云はしむれば、抑も行刑の事たるや、詮し來れば、其根本義たる、感化敎育の點に於て、欠くる處なくんば、敢て其塲所と方法とは、多く之れを問ふを要せざるべき筈なり、況んや今回の如き、特殊の性格と、特別の機會とを

利用して、感化歸善の効を納むるに、最も便利の場合なるに於てをや、又況んや、撰擇を愼重にし、之を取締まるに、方法を以てするに於てをや、蓋し之等の見解は、今世紀以後に於ては、愈益開化して、今人の曾て夢想だもせざりし、種々の處遇法を取るに至るべく、而して遂に顧みて今日の陋を笑ふに至らん、何となれば、文明進歩の趨勢は、博愛自由の、理想境たる樂園に向て、滔々として流れ行くと同時に、一面に於ては、罪人に對する刑罰の如きも、全く敎育的方法に、之れ依るの外、意味なきものとなり了するは、之れ必至の勢なるべければなり、

第六、囚人をば、出征軍後方勤務の、雜役に使役したりとて、光譽ある皇師の、體面を、傷けんとの懸念は、全く意味なき、無用の心配なり、西南十年の亂に、西鄕軍方にて、官軍、をば、極めて不名譽なるものとして、卑しめたる原因の一は、官軍が四民平等の主義に、依り、編成したる農工商人の鎭臺兵なりしが爲めなりき、彼等は叫んで曰へり「ナ一ニ土百姓や町人の糞鎭が」と、之れ當時にあつては、所謂戰爭は、武士の務めにして、賤民の預るべきものにあらずとの考へより出たるものにして、今日より之れを見れば、其思想の幼稚なる、唯一笑を値するのみなり、之れと彼れとは、其類同じからざるが如しと雖ども、其思想に至ては、相髣髴たるものなくんばあらず、然れども今や世は既に進歩して、苟くも勳功の、世を益するものさへあれば、其貴公子の手になると、將た穢多の子の手になるとは、今日更らに之れを問ふものなきに至れり、去れば世の厄介物たる囚人、の如きも、功罪相償はんが爲めの、殊勝心よりして、聊かにても邦家に盡したる、功勞ありとせば、之れ又世人は歡迎こそすべけれ、毫も之を却くるの道理を發見する、能はざるなり、之れに依て之を見るも、出征地の外役豈之れが爲めに、皇師の體面を、傷つくるの道理あらんや、彼等は元法律上の罪人に相違なし然りと雖ども、其使役せらるゝ、行動までが、悉く罪惡化したる不淨物なるが如く、爾かく穢れ果てたるものにあらず、故に余輩の見を以てすれば、之れ等囚人外役の事たるや、行刑の原則に反せざるのみならず廢物利用の理法にも適する、最も賢き政策なるが故に、今後他國に向て示す處の好例とこそなれ、(出征地外役の事につき既に可とするの說外國に主張するもの尠からずとの事なれども未だ實行したる國あるを聞かず)決して之れが爲めに、文明諸國より、非難せらるべき心配もなく、又理由もあらざるなり、若し夫れ之れをしも、非難すべきものとせば、今世紀以後の監獄作業は、遂ひに廢絶さるゝに至らずんば已まざるべし、何となれば囚人の手に、成るものは、悉く潔からざるものなれば、世人は悉く之を斥けて、其名譽を傷けざらんとすればなり、然れども余輩は元より、文明思想の爾かく逆行すべきものにあらざるを信ずると同時に、今日の文明諸國、又之れを非難するが如き、爾かく幼稚ならざるを知るなり、

終りに一言せざるを得ざるは、不幸にして畏友野崎君の意見と、相反するの一事なりとす、而して多く其の反對理由の明示を與へられざるが故に、余輩は之れに對し、一々辨明するの、禮を盡くす能はざるを遺憾とす、唯同君の所謂、一言にして反對の意を盡

くすとの文中に表はさるゝ處に依れば、囚人外役の事は、如何にも我帝國の名譽を毀損するものとせらるゝは明かなり、依て此點に對しては、前段に余輩の見解を述べて答へたり、此に於て余輩の更らに遺憾とする處のものは、他にあらず、同君の所謂「二十世紀の始め、日露戰爭の當時、囚人を以て戰地の外役を主張するものありて、又之に反對したるものありたるの事を、後世の監獄社會に傳ふれば可なり」との、紀念的遺言は、何ぞ計らん、同君の豫期に反して、即二十世紀の初めに於ては、未だ之れに反對する舊思想も存在せしかとの、偶々古き時代思想の徵證たるに、終らんかの一事、之れなり、（完）

○日曜休役日の運用如何

原　北　洋

時局の影響は監獄の經濟に及び、冗費の節約を努むると一層緊密なるべきと共に、作業の振張を策し、收入增加の方途を求むるも亦焦眉の急なり、後段の目的に副はんとして茲に日曜休役制全癈の議あり、若之をして門外者の空論たらしめば吾人唯た一笑に附せんも、經驗ある思慮ある當局者猶は往々此說ありと聞くに至りては是豈攻究すべき問題にあらずや、

由來監獄に於て日曜に休役せしむるは果して無意味にあらず、拱手晏坐終日を空過せしむるは休役の主旨にあらず、必ず他に重要、至大なる目的の存するあり、幷は即ち精神の啓發涵養是也、故に日曜は敎育上、感化上尤も多忙なるべきなり、其名は休役なりと雖も在監人は此日に頗る多大の精神的課程を負ふべきなり、然るに若し此日に僅々一回の敎誨を聽聞するのみにて殆んど終日房內に靜坐沈默を守らしめんか、在監人が讀書に倦み無爲に倦くの極雜話となり、惡戲となり、犯則者の續出する蓋し已むを得ざるなり、論者之を捉へて日曜の半休、又は全癈を唱導し、或は實行するものゝ如し、されど誤れり、日曜日運用の方法を講せざればなり、講じて未だ盡さゞればなり、吾巣鴨監獄の如きも亦た未だ盡さずと雖、日曜日の運用法を講するに於て敢て人後に落ちず、曾て職員總會に於て盛んに其方法も議せられ、典獄は着々實行の步武を進められんとす、試みに現今吾監の日曜日に於ける施設を列せば、

一、一般敎誨
一、宗意講話
一、講話
一、運動
一、書籍の臨時貸與

前二者は午前中に執行し、後三者は午後中の業課なり、一般敎誨に於て注意を加へしは少數者の爲に多數者に間隙を與へざらんとなり、乃ち敎誨には成るべく精細なる

分類を切要とするは勿論なるも、分類の結果は敎誨の席數を增加し、勢ひ敎誨の力を裂くの感あり、幸に吾監獄の如き拘禁種類の單純なるを以て、多數を一時に集團せしめて、普く敎誨の力を均霑せしめんと企てたり、由つて炊所、病監、將た掃除夫に對する敎誨は土曜月曜の兩日に於てし、日曜當日は最多數の者の爲に感化の力を專注せんと欲す、而かも尙ほ一般敎誨四席(南北兩監各二席つゝ)宗意敎誨(南北)二席、通じて六席に纒むるを限度とせざるべからず、

講話とは平易なる學術、衞生上の注意、及實業の現況其他趣味と感化を與ふる一切の主題に關し說示するものにして、監獄醫看守長又は敎誨師交も講話者たる任を執るなり、

運動とは說明するまでもなく、晴天屋外の芝庭に於て百名內外の囚人を出し騈列歷行せしめ時に或は疾走せしむ、上肢の姿勢の如きも必しも平素の窮屈を以て律せず、快活の中に自体の保健を圖るを要とす、講話と運動とは目下每週在監人の半數つゝに對して遞次之を課す、

書籍の臨時貸與とは、日曜日に限り特に平易にして趣味ある史傳地理其他の學術談の小冊子又は雜誌類を配合して各一人一冊宛配布す、現今全囚に普偏せしむる書籍の設備を欠くを以て遺憾ながら講話に列する種類の者を除き自餘の囚人に貸與するに止まる、蓋し吾監獄にありては平素書籍を看讀せしむるに個人の性情職業等を參酌して讀書の範圍を限定し、消極的には書籍の濫讀を防ぎ、積極的には處世上の能力を與ふることに努めつゝあるなり、然れども日曜日には夫等の範圍に拘泥せず個人別の籬藩を脫して新奇なる平易なる書籍を授くるは讀書者の感興を惹起する尠からざるを豫期す、

以上の二三の施設は確かに日曜休役日の徒銷を避くるに効果あるべきを信ず、之が實施以來日猶淺く未だ以て明細なる統計を擧ぐるに至らざるも既に幾分無聊より生ずる犯則を減殺せしと共に在監人が精神上日曜日に際して趣味を感ずる深きを見る、然り吾人は殊に趣味なる語を用ゆ、由來監獄の趣味を欠くこと餘りに極端ならずや、刑獄素より怡樂を排す、宜しく嚴正なるべきも其中自ら趣味なかるべからず、人生趣味なからんか、人は陰險に趨らずんば卑陋に陷る、遇囚の法凡百ならん、要を撮りて云はゞ罪囚は人を以て遇するにあり、彼等の筋骨は休養なかるべからず、精神は興趣なかるべからず、かくの如くして始めて作業の精勵を期すべし、人格の向上を圖るべし、日曜日には此趣味を賦與する課程と見れば是が運用法は實に感化の樞機なりといふべし、

若し夫吾監獄が近き將來に於ける企圖を陳ぶれば文庫の設置其一なり、備付の官本を增加して祭日日曜には有賞者及行狀善良にして篤學の者を一定の閱覽室に集合せしめ各自の欲する書籍を授けて看讀せしめんことを企つ、閱覽室には相當の字書を

備附くると共に敎誨師之に立會ひ、適當の指導と質疑應答の任に當らば其効果の見るべきものあらん、祭日日曜の敎育は又其二なり、敎育は或る種の者、例へば年齡學力等の條件より必要とする者を撰擇して一定の敎室に於て之を施すを可とせんか、將たまた一般四人の居房に於て適當の問題を授け之が答案を徵するが如き方法を用ゆるを可とせんか、今猶研究中に屬し成案を發表し難きも着々實行の域に向つて進みつゝあるなり、

監獄改良が常に文明進步の殿軍たるは各國刑事史に於ける久しき事實なり、世人の同情に乏しき監獄事業として餘義なきことゝするも又職として經濟問題に對し行刑の主義を犧牲に供するによる、今や我國の時局も不幸にして監獄經費に打擊を加へたりと雖も吾人局に當るもの容易に行刑を以て一時的政策に殉せしめざらんと期すべし、日曜免役の存廢の如き即ち是也、況んや時局の要求も亦たしかく切迫せざるをや、

雜　録

○親鐙餘影（三）

秋風春雨樓主人

○昇進の最良法　成功者の信書處世敎訓は、ジョングラハム氏の愛子に與へたる信書を、集めて永く汝の類に賜はんとする所たり。其の社交に耽るの愚を戒むる書に云く。上より引かれ、下より推さるゝは、昇進の最良法なりとす。部下を取扱ふに當りては、御身は、自已の感情をば、最も多く輕視せざるべからず。但し余は御身に自重心を捨てよといふにあらず。狹小なる感情によりて、偏愛偏憎するの害を避くべきを云ふなり。（愈々進て愈々深し）地位が大なれば大なるだけ、人は益々寬濶なる心を有せざるべからず。是れ御身の常に記憶すべき訓言なり。而して禮儀と敬重の念を以て部下に接せば、長上たるもの〻地位は、確乎として動かすべからざるに至らん。云々と。吾曹鷄口の職に乏を承け、賢明なる上司の指導を仰ぐも、尙ほ職責を盡さゞるを、日夕惟憂へり。今此の書を讀んで、此の一節に至り、思はず卷を掩ふて長嘆息を發す、終に之を抄して、自ら警む。

○盲啞敎育　三十年の昔、時の工學頭山尾庸三、盲啞學校を創立せんことを乞ふの書に云く。均く是れ盲啞なり。彼（歐米を指せり）は或は良工と爲り、大家先生と爲り、此（我國を云ふ）は丐人と爲り、餓鬼と爲る。豈皇國の欠典として、人民の不幸ならずや。云々と。三十年後の今日、盲啞の敎育は大に進步して、監獄に繫がるゝ四人懲治人に及ばんとす。蓋し社會の總ての盲啞、未だ悉く敎育の恩澤に浴したるに非ざるべし。然れども、盲啞なるが故に罪を犯したるものは、少くとも、其原因たる智能の不完を救ふの必要あり。下層社會盲啞の敎育せられざるものあるの故を以て、監獄の恩惠厚に失するを嘲けるものは未だ斯道を語るに足らざる也。

○心配の家　エヂンバラ舊トルブース上の銘に云く。牢獄は心配の家なり、何人も繁榮を致さゞる塲所なり。朋友を試みるべき試金石なり、生存者

の墓所なり。時としては正しき場所にして、又時としては正しからざる場所なり。時としては盜賊惡漢の中に、正人君子の混合せる場所なり。と、監獄の暗黑時代を寫し得て、餘す所なし。故陸奥伯の宮城集治監に禁閉せらるゝや、自から福堂と號し、終生改めず。漢儒は憂を福堂となす、獄を指せるに起因す。憂は即ち心配なり、東西の文思暗合するも亦妙。孔子が縲紲の中に在りし人に、女を配したるは、朋友を試みるの試金石たる所以。衞生の設備なかりしは、生きながら埋葬せられしと一般。政治上の敵を牢死せしめたるは、盜賊と君子と玉石共に焚けし所以。而して今日の監獄は、常に正しき場所たり、常に幸福を得らるゝの家たり。

○軍事と獄事　其軌一也。旅順口第三回の閉塞に成功し、名譽の戰死を遂げし白石少佐の逸話を讀み、吾曹は資て以て斯道に應用すべき利益を受ること少からず、今その最も著しき點を擧けん。少佐の淺間艦に於て、士官候補生に訓示するや。曰く君等は今より將校として、部下を率ひ、已の命

ずる所を、充分に實行せしめねばならぬ。先づ部下兵員の姓名を暗記し、能く其性質を詳知するを要す。之れは、指揮者たるものゝ第一の義務である。曰く、何事にても十分に自分に行ふことが出來、且つ仕事の順序を能く呑込で居らねばならぬ。已先づ其技に熟し居らざれば、能く部下をして心服せしむることは出來ぬ。曰く、職務は最も嚴格に行ひ、自から模範となりて、部下に示すは肝要なることなり。君等之を努めよ。監獄に於ける、上司の下班に對する統御術、亦玆に在り。官吏の遇囚法、亦玆に在り。故に人の上に立つものは、須臾も自ら新にするの志を喪ふべからず。

○西眼東視　邦人の手工は、凡て西人に勝るが故に、我が國の囚人は、彼の國の囚人よりも、作業に堪能なり。とは、斯道の先覺より之を聞くこと久し。日露戰爭に對する、日本成功の原因として、西人の眼に映する所、最も此の意義を宣明す。曰く、

實用教育なるものは、最も實用的ならざるものなる事是也。日本人の心力が、實用に向て甚だ有効なるは、其の甚だ實用ならざる教育を受けたる結果なり。彼等の情は、最も嚴格なる社會的典律を、最も嚴格に遵守する事によりて鍛錬せられ、彼等の手は、微妙精密の美術工藝により、又彼等の腦は、文學哲學によりて教養せられたり。英國の教育家が、其の學生をして、實際の事務に全く不適當ならしめんとするの目的を以て、教育の方法を案出せば、そは即ち日本の教育方法に近きものなり。日本の上流社會に於ては、最初の訓錬は、習字にして、此の訓錬を受けたるものは、筆を取扱ふの能に於て、實に一個の藝術家たり。工業階級の子弟は、皆な象牙彫刻若くは漆器細工と同等の、非常なる忍耐力を要する技藝を以て訓練せらる。されば日本人の手は、一般に藝術家の手にして、之に比する時は、西洋人の手は、痲痺せるものゝ如しと云ふも、甚しき過言にあらざるべし。嚴格なる社會的禮儀典律の嚴守の結果として、日本人は制情の力に富み、毫も無法の情性を恣にせず。之に反して西洋人は、個人主義によりて、性慾

の盲動に支配せらる。（國民新聞に掲ぐる米國週刊雜誌「ネーション」社說の一節）

彼れは、我が海軍の實力を賞讃して、その心的作用の雄大なることに歸し、以て教育の效果に論究したるなり。運用の妙は一心に存す、豈獨り手工のみならんや、豈獨り軍事のみならんや。願ふに、監獄の改良は、實に物に存せずして人に存す。否、人に存せず、寧ろ一心に存す。彼れ等の眼にさへ映する、我が邦人の社會的禮儀典律を嚴守するの美德、監獄界に於て、自今如何の彩光を放ちつゝあるか。借問す、紀律の府、躬行の聖域、之が生命を與へずんば、忽ち滅せん。

○霞釁餘光　財政緊縮せられて、官吏の足跡、一地域に封せられ、來者殆んど皆無、往者亦稀なり。幸に協會雜誌あり、各監の公報あり、以て僅かに一般の情況を知悉するを得。近刊の公報を讀み、大に吾曹の理想に暗合するものあり、何ぞや。九州に於ける某監典獄の、霞釁卒業生に對する優遇是れ也。飯任の際、當分特定の任務なく、一般事務を調査せしめたること（一）毎週一日、一定の時

間、總ての上等司獄官を集めて、彼れの新斬なる所說を聞かしめたること。(二)何ぞ其れ彼れを重んずるの至れるや、何ぞ其れ他を勵ますの盡せるや。或は道はん、他の上等司獄官の感情を傷らざるやと。或は然らん、然れども、是れ彼れの智識を見るに好個の試金石なり。彼の貢獻する所、虛心坦壞、凡ての上等司獄官に容られんことを求むる唯一の安全瓣なり。固より區々賤丈夫の知る所にあらず。快心の餘、同窓の人士に、祝福を分たんと欲す。

○世上話　吉田松蔭の萩の野山に入獄するや、同房の志士と共に孟子を講ず、講孟剳記はその筆記にして、京都の尊攘堂より出版せり。其第一卷に云へるあり。

抑々有志の人、言語自ら別なり、心身家國切實の事務を以て、世上話となす者、取るに足る者有ることなし、是人を知るの眞訣なり。然れども是を以て、人を知るの訣とするも、亦世上話の類のみ。宜しく親切反省すへし。辭を修め誠を立る、是君子の學なり。

眞率の人にあらざれば、この無限の妙味ある言を解し難し。口角沫を飛ばして、獄事の改善を說く者、世上話しとて之を說かば、是れ無用の長廣舌のみ。

○一假出獄者の情況

進藤正直

出獄人の情況は何よりも先づ吾人の聞かんと欲する處のものなり、余は其情況を詳にするの目的を以て客秋來間接的調査に從事せるもの殆ど半歲、然るに其結果は不幸にして失敗に歸せり。是に於てか公暇彼等を訪問す可く決心し、先づ所轄警察署に就きて承合の上、過る七旬間の出獄人四十五人を見舞へり。四十餘人數に於ては固より多しと云ふに非ざれど、微力なる余には實は頗る困難を感せり。幸警察官の懇切なる助力に依り、格別の障害を見ることなくして、一先づ調査を終結するの運に至りたるは、余の私かに以て滿足とする所なり。

訪問回數は總て九十二回此平均二回强に當れり、中に或は唯一回にて濟みたるもありと雖も、其特に精査を要せるもの〻如きは訪問十三回に及べるもあり。此く數多く訪問せる間には、或は危く袋叩きにされんとし怒鳴り返へされたることもあり或は又感謝歡迎到らざるなく殊に處世上に就き助言を求められたることもありて。身親しく其社會に出入し、日々の生活狀態乃至家族的關係を視察するに及び、其境遇の慘たる眞に世人の想像外なるものあり。同情の涙自ら禁せんとするも得可からざる處にして、就中余輩の慨歎措く能はざる一事ありと云ふは、普通の放免囚は兎も角、彼の假出獄者ともある可きものが、敢て疾病等の障害あるに非ずして、其到底社會的及家庭的生活の任に堪へざるものあること是なり

左れど余が調査の結果は結局貧しきものなり、固より他に示すに足らずと雖も、然れども之を秘するは斯道に忠實なる所以に非ざるを信するが故に姑らく其概要を發表せんとするに際し。偶然にも出獄人に關し非常の感動を與へたる一書に接せり

蓋し記名の者は余の友にして現に某警察署に長たる人なり。書中其が所轄内に於ける一假出獄者の情況を描けること頗る詳にして、加ふるに余の今將に言はんと欲する處のものをば、最も痛切に且つ最も親切に忠告せられたり。思ふに彼は監視の責任ある人なり、其責任ある人より圖らずも今回此情報に接するを得たるは、余輩の衷心より感謝に堪へざる處にして、且つ此活文字永く私するに忍びざるものあり。乃ち左に之を株錄して余の報告に代へ、以て世にも不幸なる刑餘の人の爲めに聊か同人諸君に訴ふる處あらんとす

書中別段掲載の必要なしと認めたる箇所は總て之を削除せるが故に、往々字句の連絡を缺き且つ文意の通せざる節もあらん、尙又圈點は原書になき處、讀者幸に之を諒せよ

『前略……特別監視者其後又々一人殖へ之にて都合三人と相成候、這回は當歲二十一の女に有之、此者は十七歲の時分に故殺犯に由り輕懲役六年の刑を受け某監に於て服役中、計らずも假出獄の恩典に浴し、殆ど二年も早く出監致候仕合、本人は

勿論家族一類に至るまで、眞に夢かと計り歡喜譬ふるに物無之……典獄の書面に由れば、本人は土地の小學校も卒業致候だけに、在監中は至極行狀も良く改悛の狀顯著なるのみならず、仲間中の働手にて殊に機織は多年勉勵の結果、殆ど專問獨特の妙技を有するに至り、最早何れに差出候ても獨立活計上聊か掛念を要せざる旨保證せられ……如何にも監獄の御蔭にて、眞人間に相成候ことは一見疑なきが如くに候へ共、さて如何致候ものか、歸宅後早や一と月にも相成候へ共、何やらボンヤりして口も碌々利けず、何一つ用便も出來ず恰も氣扱けの有樣、家族のものも之には頓と困り居申候……早速醫師と申候ても是は勿論庸庵先生にも診て貰候處、別段健康には異狀無之に付、四五日も相立候はゞ娑婆の空氣にも慣れ、身も自由に働ける樣可相成との宣託に有之候由、然るに五日過ぎ十日暮らし候ても一向晴模樣無之、此天氣鹽梅にては所詮元の人間には相成間敷かと皆々痛く心配致居候

事情如何にも氣の毒に付、處變り候はゞ些とは氣も移る可きかの考より、一時小生に於て直接監視候事に相談を決め、兩三日より拙宅に引取り、先づ以て小供の守りを行らせ候處落第に候、夫より飯焚き行らせ候處尚更落第に候、使に行り候ても落第、掃除させ候ても落第、雜巾さゝせ候ても落第、何も蚊も行らせ候もの皆落第致候には唯々呆されて仕舞申候、さて〳〵監獄の所謂働手とはコンナものか、感心致候

最後に典獄の手紙を思出し、近處より道具を借りて機織行らせ候處、遽然彼は活きたる人と相成候喜色滿面に溢れ早速著手致候の狀、傍目も心地よく成程是はお手のものと讀まれ申候……當日は下拵だけにて終り翌日愈々織方にかゝり候處、其巧者なること(此點だけは)果して典獄保證に違はず機臺の上なる彼は四肢の運動宛がら機械の運轉するが如く、見る間に一反の一樂織(瓦斯糸)織上候其輕妙精巧なる手腕には、見るもの皆感心せざるはなく、殊に當日特に其織振りを觀るに參り候、彼なる母の如きは唯々呆氣に取られ、此娘はドウしてコンナ不思議な女になりましたらうと、驚き愕きて返られ候有樣……左れど情けなし、彼は機臺を離るゝや矢張先刻の半病人に御座候

彼の學校時代の友達たりし者の直話に依れば、犯罪前の彼は中々今日の樣な者には無之、朋輩中の悧巧者にて氣も利けば世辭もよく、近處切つての褒めものなりしに、然るに四年間四分六食べ候ばかりに、此の如き馬鹿見た樣な人間になりしかと思へば、口惜しくて〳〵たまらぬ旨、涙流して物語られ候事に候……此の如きは家に相應の資產もあり慈愛深き兩親も現存致候事に付、假令終生無爲徒食致候とて誰一人苦情言ふものもなければ、困るものも無之候へ共、憐む可きは許嫁の人あることにて、折角と出監の日をのみ待居候處……結局破談の外有之間敷、不幸とも不運とも申樣無之候同情に不堪候

今日の彼を一言にして評せば、彼は全く牢屋的の人と可申候、蓋し社會的生活家庭的生活は、其既に業に遺忘せる處に候、子供が啼けば自分も泣きッ面になるばかり、買物しても釣り錢の勘定が出來ず、飯食ふにもサアおあがりと云ふを待ちかねて、さて食ひ初むるや息もつかずに食し了り、又一同食事濟み候ても、サアお立ちて言はねば何時までも飯臺に坐り、敢て嘶するでもなければ、答ふることをも爲さず、唯々啞然として何やら指圖の下るを待つものゝ如く、全く機械人形ソックリに御座候

彼が監獄生活の一斑を承り驚き入申候……箸の上け卸しにも號令、浴湯の出入にも號令、甚しきに至ては禮拜念佛のことまでも號令てふ有樣にて、起居動作一として號令に由らざるはなく、號令に由るに非ざれば殆ど一指の運動だに得ざりし由、何ぞ其極端なるや……畢竟號令的は規律を保維する所以にして、兼て彼等の微弱紊亂せる秩序性を規正し發達せしむ可く、最良緊切の敎練たる可しとは存候へ共、過ぎたるは及ばさるが如し、事實右の如き極端なる號令的は、其既に規律の希求する範圍を超脫せるものにして、要するに人を機械人形化し候事請合、他に何等の効能も有之間敷かと存候

之を要するに監獄が其餘りに監獄らしきが今日の

通弊には無之か……出來得るものならば、思切て監獄を社會的と申候よりは世俗的ならしめ、罪人をして罪を悔ひ改めしむると同時に、社會有用の人たり候改良相願度ものに候……仕事位は些と松ケ關にても人物其ものを荒砦的に作り直して貰候方、本人の爲め社會の爲めに仕合かと存候、監獄たけの働手は眞平御免に候、社會の期待する處のものは固より活きる改悛者に在り、有害の人を改良して有益の人たらしむるに在り、何も無用の人を拵へて貰候には無之候……尤も機械人形化し候上は、働きも出來ざる代りに惡い事も出來間敷、即ち再犯の虞もなければ停止の心配も要らず候に付、若しも典獄の書面にも見得候如く、停止其ものが監獄の失敗を意味せりとせは、機械人形は寧ろ確實に當局者の成功を意味するかも不知候呵々……勿論右の如き者は極端にて、恐くは全國の假出獄者中にも二人とは有之間敷、是れ小生の信せんと欲し候處には候へ共、當管内は不幸にして他の二人も前回申上候通り稍々似寄りの出來榮なれば、不日假出獄を許され候積りの今一名も、或はドウかと杞憂を抱き居候次第に御座候

尙一つ御參考に供し度は、普通の放免者殊に監獄の注意人物なりしものが、一旦社會に復歸致候上は却てよく世の役に立つものある事に候、假出獄者の概して無用の長物然たるに對し、生等の目には一種奇妙の感に不堪候、案ずるに監獄生活に歸化せると否とに由りて、此の如く結果に相違を生じ候ものには無之か、鳴呼歸化！歸化せざれば賞表は得られず假出獄は許されざるなり、而して彼は永遠に牢屋臭味の人たるなり

承れば近來其筋の內訓とやらにはドシ〳〵假出獄を許さるゝ方針の由、監獄として一人にても多く假出獄を出し候は固より結構至極、小生共も社會の一員として是非に左樣相願度ものには候へ共、若しも不幸にして右の如き半病人即ち精神的癈疾者が「我こそ保險付改悛者にて候」看板かけて續々世に出でられ候ては、折角社會の安心して其復歸を歡迎致候甲斐も無之、監獄の信用にも相關し候儀と心私かに痛嘆罷在候次第に御座候……下略」

○別を告ぐるの辭

別　天　生

予今や將に笈を負ふて外遊せむと欲す、身不肖なりと雖も監獄刑政の理術を研究すること茲に十數年、固より此長年月に對しては自ら顧みて呉下の舊阿蒙たるを愧づと雖も而かも先輩の提撕に依つて會得啓發したるもの尠なからざるものあるを覺ゆ、深く之を研究するに迨んでは益々外邦監獄の狀態を一見せむとの感大に起り茲に斷然幾多の親愛なる僚友と手を分ち暫く羈旅の客たらむことを決心するに至れり。

予の先づ之かむと欲するの地は則ち米州にして其の之を撰擇したる所以のものは新進の開國固より刑事組織に於て統一的に整頓したるものあるを觀ずと雖も不整頓の內にも亦嶄然頭角を露はしたる特色の制度ありて或は之を呼むで奇と謂ひ狂と稱すと雖も亦特に研究するの價値なくんばあらず、殊に吾人の口に噌炙する所のエルマイラ制度の如きは保守固陋の名實を有する彼の英國に於てすらも輓近漸く之に倣はむとするの傾嚮あるを以て見るも終に或は歐州一般潮流の之に向て注ぐなきやの大勢を觀破想察するに難からざるものあり、或はまた廉州に於ける刑の執行猶豫の實況幼年裁判制度等何れも皆米國の創始に係り歐州諸國の摸倣する所、是れ大に研究を要すべき事項たらずや、此新進の國に在て監獄其他諸般の關聯事業を研究するは啻に以て予の獨り多少英語に通ずる所以のみに非ざるなり、而して能く之を研究し一般刑事社會の風潮をも會得したの後若し夫れ財力の許すありとせば海を越へて英國に赴くも可なり、英國は監獄及感化院制度に於て最も優秀卓越する所とす、就てまた研究せざるを得ず、其の他また歐大陸に渉らば何れの地にか之くとして可ならざらむ、明年夏秋の頃恰も匈牙利ブダベスト府に開催せらるゝの萬國會議に臨席するを得ば甚だ妙なり、唯々妙ならざるは財力の一點如何を憂慮するあるのみ、大凡そ事志と違ひ嗟咜たり易きは人事の免かれざる所、經營既に熟すと雖も志のみ馳せて精力と資力との缺乏を來さば突然去て何れの處に彷徨

するやも計られず、運は之を天に任して唯吾人畢生の力を竭して奮闘活躍し一歩も成効の途に向て進まずんば已まざる決心玆に存す、人間到處在青山、何れの地に幾何の滯在研究を要すべきかは今日豫め胸中に成算なきに非ずと雖も時に應じ境遇に接しては變通の策を運らさゞるを得ず、要は唯比較的に短き期間を以て最も多くの監獄を視察するの心掛だにあらば希はくば駑力以て多少の智識を得るに庶幾からむか

予の外遊期間は概ね一年なりと雖も必ずしもまた之に拘束せられざるの自由を有す、予の希望としては一日も長く歐山米水の邊に逍遙せむこと望ましき限りなりと雖も予の境遇は果して之に耐ゆるや否や予自身に於ても亦疑なき能はず、予の今日に於て憂ゆる所のもの獨佛語に對しては全く啞者たるを免れざるを慽とす、此等の語は予の今よりして大に練習の功を積まむと欲する所にして殊に獨語は斯學を研究するに好適の書籍あるを以て苟くも後の斯事業に携はらんと欲する者は之を忽諸に附す可からざるなり、予は我親愛なる僚友諸氏に對し眞に或一二の外國語を研究するの必要を唱道し之を勸奬せんことを欲す。

今や予出發せむとするに臨み深く先輩諸士の此行を賁けたる厚誼を感謝せざるを得ず、想ふに僚友諸君は益々熱心に斯事業の爲めに貢獻する所ありて予歸朝の日は殆ど前日と觀を異にすべきものあるや必せり、今日に際し言はんと欲する所のもの尙頗る多しと雖も旅裝準備に汲々として閑を得ざるのみならず姑く故郷を離れて異邦の民と相伍するの情感は胸に逼つて謂はむと欲する所を悉くさず、予は唯戰勝國に於ける本會員たるの名譽を荷ふて之が光榮を到る所に發揮し得るに至るを欣ぶあるのみ、若し夫れ彼地に於ける監獄の狀態如何等の如きは予謹むで之が紹介の勞を採るを怠らざるべし、別を告ぐるに際し諸君の健在を祈る。

統計

○明治三十七年四月末日現在全國在監人員表　（△ハ減）

	三十七年四月末日現在 男	三十七年四月末日現在 女	三十七年四月末日現在 合計	同年三月末日現在	卅六年四月末日現在	比較増減 前月ニ比シ	比較増減 前年ニ比シ
囚人	五三、三一八	三、四六六	五六、七八四	五六、六二三	五二、八〇四	一六一	三、九八〇
刑事被告人	五、七三三	三〇三	六、〇三六	六、七八八	七、五三五	△七五二	△一、四九九
懲治人	三六二	三一	三九三	三七九	二〇六	一四	一八七
別房留置人	一三七	九	一四六	二〇四	七三六	△五八	△五九〇
乳兒	四六	五〇	九六	一〇一	八三	△五	一三
總計	五九、五九六	三、八五九	六三、四五五	六四、〇九五	六一、三六四	△六四〇	二、〇九一
再掲（監獄）	五八、六五四	三、六〇三	六二、二五七	六二、九四九	六〇、二六五	△六九二	一、九九二
再掲（留置場）	九四二	二五六	一、一九八	一、一四六	一、〇九九	五二	九九

（備考）　本表中外國人ノ事實ヲ擧クレハ左ノ如シ
（囚人）二六　内北合米衆國一、露西亞二、淸一五、韓八、（刑事被告人）二　内英吉利一、佛蘭西一以上男

○明治三十七年四月末日現在全國在監人員監獄別表

	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	八八四	—	—	—	—	八八四
東京	五八〇	二	九一八	一	二	一、五〇三

市谷	一、一一六	—	—	一五	一、一三二
巣鴨	二、一八三	—	—	—	二、一八三
横濱	一、四一九	一五	八〇	五	一、五二〇
浦和	一、〇七八	一二〇	七〇	—	一、二六八
前橋	一、二八八	二	七二	—	一、三六四
千葉	九三六	七	一一四	四	一、〇六五
水戸	一、二八二	六	四六	二	一、三三八
宇都宮	八〇八	五	八二	—	八九八
長野	一、四二四	二	一一七	—	一、五四六
甲府	五八六	六	四九	—	六四一
安濃津	一、〇〇七	二	六二	三	一、〇七八
名古屋	二、三六九	五三	二二八	三	二、六五七
靜岡	八九三	二	五五	五	九五八
膳所	七六一	二	六八	一	八三三
岐阜	八〇三	五	四六	一	八五五
福井	三二三	一〇	二六	二	三六三
金澤	四九八	四	五〇	—	五五四
富山	三七八	二	四七	—	四二九
新潟	九四五	二	六三	一	一、〇一三
宮城	五四〇	—	—	—	五四〇
仙臺	九九二	—	二九一	四	一、二九一
福島	一、一七二	三	一一七	—	一、二九三
盛岡	四六三	四	六九	—	五三八

靑森	五〇二	—	七五	一	五八〇
山形	七五二	一	一〇九	六	八六九
秋田	六一九	八	一三一	五	七六六
京都	一、五〇六	四	一二六	二	一、六四三
大阪	三、一九四	—	八	九	三、二一一
堀川	二三三	四三	六九一	—	九七六
奈良	七八〇	一	四七	六	八三五
和歌山	七一九	—	四八	—	七六九
神戸	二、二〇八	一六	一五四	—	二、三八二
岡山	一、二七七	五	一〇七	二	一、三九一
廣島	一、九五二	一	二二六	一二	二、一九二
山口	一、〇八四	七	五五	—	一、一四七
鳥取	三二九	一	二六	一	三五七
松江	八一一	四	八〇	七	九〇三
德島	七六八	—	四三	—	八一一
高松	八一二	—	二九	一	八四六
松山	一、一七二	四	五七	—	一、二三四
高知	八四九	二三	七三	一	九四七
三池	一、四六五	—	—	—	一、四六五
長崎	一、六八三	一	四〇六	三	二、〇九四
福岡	一、六〇九	一	二一八	一	一、八三四
大分	七〇六	一	五九	一	七六七
佐賀	七六九	七	四三	一	八二〇

熊本	七九三	二	一一三	五	二	九一五
宮城	四七一	—	四三	一	—	五一五
鹿兒島	七四九	—	九六	—	三	八四八
沖繩	二六一	二	六	—	一	二七〇
樺戸	六六七	—	—	—	—	六六七
網走	一、〇七三	—	—	—	—	一、〇七三
十勝	九二一	—	—	—	—	九二一
函館	六四六	一	一七一	一七	二	八三七
札幌	六七六	七	一二六	一七	一	八二七
總計	五六、七八四	三九三	六、〇三六	一四六	九六	六三、四五五

○明治三十七年四月末日現在全國囚人刑名別表

（△ハ減）

	三十七年四月末日現在 男	女	合計	同年三月末日現在	卅六年四月末月現在	比較増減 前月ニ比シ	前年ニ比シ
無期徒刑	一、三四七	七三	一、四二〇	一、四〇三	一、二二三	一七	一九七
有期徒刑	三、五一八	三二七	三、八四五	三、八四三	三、六四〇	二	二〇五
無期流刑	一	—	一	一	一	—	—
有期流刑	九	—	九	八	七	一	二
重懲役	三、四〇〇	五四八	三、九四八	四、〇〇〇	四、〇七〇	△五二	△一二二
輕懲役	三、三四二	二六八	三、六一〇	三、六六〇	三、五四九	△五〇	六一
重禁獄	三	—	三	四	五	△一	△二
輕禁獄	三	—	三	三	二	—	一

○明治三十七年四月末日現在全國囚人罪名別表

（△ハ減）

重禁錮 五年以上	二、八七二	四六	二、九一八	二、八七七	二、五一六	四一	四〇二
重禁錮 五年未滿	六、八九四	二一五	七、一〇九	七、〇四九	六、〇五八	六〇	一、〇五一
重禁錮 三年未滿	一一、八八四	四三一	一二、三一五	一二、二一〇	一〇、六六六	一〇五	一、六四九
重禁錮 一年未滿	七、〇四八	三五六	七、四〇四	七、一六一	六、三七九	二四三	一、〇二五
重禁錮 六月未滿	一〇、五三二	七一四	一一、二四六	一一、二四七	一一、六一九	△一	△三七三
重禁錮 一月未滿	四六四	七三	五三七	六五五	六九四	△一一八	△一五七
重禁錮 計	三九、六九四	一、八三五	四一、五二九	四一、一九九	三七、九三二	三三〇	三、五九七
輕禁錮 三年以上	一	—	一	一	一	—	—
輕禁錮 三年未滿	一四四	—	一四四	一三七	四三	七	一〇一
輕禁錮 一年未滿	八一	一	八二	八六	六二	△四	二〇
輕禁錮 六月未滿	二五七	三三	二九〇	三一一	二四三	△二一	四七
輕禁錮 一月未滿	四七七	二〇	四九七	六五二	八〇八	△一五五	△三一一
輕禁錮 計	九六〇	五四	一、〇一四	一、一八七	一、一五七	△一七三	△一四三
拘留	一、〇二〇	三六一	一、三八一	一、二九三	一、一八八	八八	一九三
舊刑	二一	—	二一	二二	二九　×一	△一	△八　△一
總計 初犯	一九、四二二	二、二〇九	二一、六三一	二一、九二七	二〇、九九一	△二九六	六四〇
總計 再犯以上	三三、八九六	一、二五七	三五、一五三	三四、六九六	三一、八一三	四五七	三、三四〇
總計 計	五三、三一八	三、四六六	五六、七八四	五六、六二三	五二、八〇四	一六一	三、九八〇

（備考）×ハ賭博犯懲罰ナリ

	三十七年四月末日現在 男	女	合計	同年三月末日現在	三十六年四月末日現在	比較増減 前月ニ比シ	前年ニ比シ	三十七年四月中ノ新受刑者	前月比較増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	二三三	二	二三五	二四六	二九〇	△一一	△五五	四八	三
附加刑ノ執行ヲ遁ル	一九二	九	二〇一	二二一	三三三	△二〇	△一三二	一〇六	△八
貨幣僞造	六四八	一四	六六二	六八二	六三七	△二〇	二五	一二	△三
官印官文書僞造	一、三八三	八	一、三九一	一、三七〇	一、一一〇	二一	二八一	六三	△五
私印私書僞造	一、八二〇	四三	一、八六三	一、八二四	一、六五一	三九	二一二	二四五	△一七
僞證	八三	五	八八	七七	七〇	一一	一八	四四	△一
賭博	四、〇〇七	一八八	四、一九五	四、三三三	四、九三三	△一三八	△七三八	二、四八八	△三九四
謀殺	一、六九五	一九三	一、八八八	一、八八九	一、八一三	△一	七五	二〇	△九
故殺	一、〇九〇	五一八	一、六〇八	一、六五二	一、五三九	△四四	六九	二三五	△三一
毆打創傷	一、九二七	六一	一、九八八	二、〇〇一	二、〇九三	△一三	△一〇五	二五九	△三三
墮胎	一四	三一	四五	四三	六五	二	△二〇	一七	八
猥褻姦淫重婚	二六七	四六	三一三	三三〇	三一五	△一七	△二	一五	△一〇
誣告及誹毀	六六	三	六九	六九	六七	—	二	九	—
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二三、七五三	一、〇六六	二四、八一九	二四、六二六	二一、一二三	一九三	三、六九六	三、〇〇八	△一六
掏摸	一八一	三	一八四	一九七	二〇四	△一三	△二〇	三三	一〇
田野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	八七	—	八七	九五	七二	△八	一五	四九	一四
屋外竊盜（明治二十三年法律第九十九號）	五一三	二五	五三八	四九七	五一四	四一	二四	五二四	三
強盜	四、二五五	一五	四、二七〇	四、二七〇	四、二八五	—	△一五	七四	八
遺失物埋藏物ニ關ス	一〇	一	一一	一五	三一	△四	△二〇	八	△二
詐欺取財及受寄財物ニ關ス	五、二八八	一九五	五、四八三	五、四二〇	五、〇〇四	六三	四七九	九〇四	△一八
贓物ニ關ス	七〇三	一〇二	八〇五	七九九	七四七	六	五八	一九一	△三
放火	一、九五六	四九二	二、四四八	二、四六六	二、三七七	△一八	七一	六四	一八
家屋物品ヲ毀壞シ動植物ヲ害ス	一〇四	二	一〇六	八七	六六	一九	四〇	四四	一二
違警罪並ニ廳府縣命令違犯	一、〇一六	三五九	一、三七五	一、二七五	一、一〇九	一〇〇	二六六	五、九八四	八五五
以上列記外ノ罪	二、〇二七	八五	二、一一二	二、一五〇	二、三六一	△三八	△二四九	九一七	△一三九
總計	五三、三一八	三、四六六	五六、七八四	五六、六二三	五二、八〇四	一六一	三、九八〇	一六、二〇九	△六三七

雜報

○東京便

香川又二郎

其一

硝煙彈雨櫛風沐雨の語も稍古臭く相聞へ候得共蛟龍拔める渤海灣蛇蝎蟠る滿州の野に劍戟相摩の活舞臺に我勇將猛卒の一死殉國の赤誠を發輝せらるゝを聞く毎に新に胸裡に浮ぶ感想に御座候兵は兇器なりとは申候ものゝ國權の伸暢國家の體面を維持するが爲めには又必要欠くべからざる利器にして和戰何れの日に於ても其完備を要する所以に御座候兵役は臣民の最大義務に相違なきも中には父は病褥に艱み兒は飢渴に泣くの慘狀を顧みるに遑あらずして征途に上る者　を飮み其行を壯にするを想はゞ內に飽食暖衣其業に安んずる身の難有冥加に堪へさることにて多大の尊敬を拂はざる可らず自省致候殊に獄務に鞅掌せらるゝ僚友にして軍籍に在る勇士幾んと千二百名現に召集に應して戰時の役務に從ふ者亦千を以て數ふるに至りたるは欣喜此上もなく鴨綠江の激戰南山の占領にも參加し皇軍の錦旗に光彩を添へられ候勳功は千載不滅にして征士の本懷は勿論征士の父兄も隣閭に肩幅廣く快感云ふへからさるもの之れあるべく同人社會亦其餘光を享くることゝ存候內に在て生命財產の安固を保持せられ皇恩に浴する者は外に在て征露の壯擧に苦辛慘憺たる僚友に報ゆるに滿腔の敬意同情を表すると同時に罪惡なる仇敵と戰ひ之

を撲滅する爲めに一層の勞を吝まざる覺悟を有するものに候聞く處に據れば判事檢事は裁判所構成法を以て夏季休暇を賜はるの保障あるに拘らず軍國多事の時間に顧みて刑事々件は構成法規に從ひ休暇部を組織するも常時開廷の部數を減少することなく各司直の事務を擔任せらる丶やの趣吾々獄務に從事する者の如きは一般に休暇を賜はる杯とは想及はさるのみならず裁判事務の進行常時に異ることなくは執務の上には寧ろ繁劇を加ふることもやと被存候ま丶益自重奮勵して聊かたりとも獄務の活動に澁滯を來すまじきものに候

兩國回向院の名は東都相撲の本場所として櫓太鼓と共に好角家の間に響き渡るのみならず都下人士は勿論全國幾十万の人士にも知れ渡るところに候回向院は結構壯麗を極むるにあらずして一の伽藍に過ぎず且つ卓越名僧の在住せるにもあらずして斯くも名高きは何故に候哉赤裸々にして搏虎屠龍の技を揮ふは人目を惹くの偶然ならさるもまた他に一の忘却すべからざるものあるに由るべしと信じ申候一の忘却すべからざるものとは同院の一隅に立てる彼鼠小僧教覺速善居士の墓塔に外ならず候居士の墓塔は累々たる塔石を以て築かれたる一大廟門の中にありて香燈紛々絕間なく恰も鼠小僧の回向院たる觀有之候抑また累々たる塔石紛々たる香煙は何人に依て手向けられたるものなるやは問はずもがな都下幾萬の人民と廻國巡拜者の寄進ならずんばあらず本尊阿彌陀如來に低頭せずして居士に百錢を捧くるものまた曷ぞ據るべき事由なくて止むべきやと想像致候迷信？然り迷信なりと雖も迷信の起れる所以のものは何ぞやとの疑問を解決するには鼠小僧の性格を解剖するの要可有之候彼は一の鼠賊なり巧に財を掠め人を殺せり掠奪殺戮既に害惡たるに尙且迷信にもせよ衆人の尊敬するは彼れの心性に擲すべき一種の德善ありしによるものと存候彼は貧にして妻子を養ふ能はず獄吏の虐遇を忍ぶ能はずして玆に至れり而かも恒に富者の財を奪ひて貧者に與へ權者を脅して賤者を救へり其行爲手段は一樣の竊盜一樣の殺人にして何等の異觀も無之候へ共其心裏には儼として犯すべからざる一種豪俠の精神あり豪俠の精神即不撓不屈富貴の門を壞りて貧賤の屋を賁くの行爲に出づるの餘儀なきに至らしめたるものなるべく隨て其異彩は今日に於て豐碑屹然平民的崇拜者の接踵するに至りしことゝ存候或は彼は今日の所謂極端なる社會改良主義を抱ける者にあらずや杯と推察仕候江戶ッ兒俠客氣質杯の名詞は聞くだに心地よく御座候得共溢出するところ罪惡に傾注せらる丶に至つては寧ろ害毒の恐るべきあるは勿論に候、乍併世人動もすれば各犯罪の近因動機の何物たるを鑑別せず其目的の千差萬別其犯狀の千態萬狀なるを顧慮せず竊盜は一樣に竊盜殺人は一樣に殺人を以て目し千遍一律一に刑罰而かも同一の執行方法を以て犯罪に對する懲戒應報なりとし毫も救濟の途を講せざるは片手落ちの仕事にして假令懲戒し得たりとするも彿作て魂を入れざるものに御座候個人的處遇なる語は犯罪人に對する總ての方法手段を總括したる最好の箴言に候へ共言は易く行は難しで恐らく古今東西之を實行して遺憾なきもの何處にあるや未曾て聞かざるところに候犯者は貧者の專有物の如く思惟し法を立つるも刑を科するも一に之に標準を採るは上下社會の萬象を網羅したるものと謂ふべからず勿論貧者賤者は罪惡を犯し易き境遇に在るものなり四圍の現象は彼等を驅て罪惡に導かんとしつ丶あるものなることは何人も熟知するところなるに拘らず彼等に求むること頗る過大なるもの有之候願ふに彼等に對て身を修め家を齊ふべし杯と求むるは實に難事を以て責むるものと存候乍去斯る逆境に在る彼等のみ犯罪に陷るもの丶如く速斷するは大に殘酷なる觀察と思考仕候家族の關係朋友の關係主從の關係社會の制裁は彼等の日常に於て實見するところにして俯仰天地に耻ぢざるものあるは疑なき事實に候はずや十字街頭肥馬に鞭ち意氣揚々たる上流社會は道德の點に於て優るべしと斷し得るか又微罪をも犯さずと誇り得べきか何人も吾人の贅言を俟たず一考をも要せずして思半に過ぐるものあるべきを信じて疑はざるものに候彼等上流社會は權門に媚ひ名利に奔走し其品性を傷くるも虛名を有せんことを希ふのみならず其順境を脫出して罪惡を犯すこと尠からず候嘗に罪惡を犯すに止らず更に罪惡を

隱蔽し塗飾すること下層社會のそれより巧にして僞善を以て人間の本領を裝ふものあるは每度新聞紙上に散見する所に候斯く申候ものは敢て鼠小僧の犯罪を曲庇して上流社會の犯罪を扞發するものには候はず犯罪と隣接せる境遇に在りて犯せる罪惡にも其目的とする處高潔なるものあり犯罪と隔絕せる境遇に在りて犯せる罪惡にも醜陋を極むるものあるを紙上に注意すると一面にはまた今日の傾嚮を以て將來の趨勢に推及せば罪惡の源泉は彼等の肉林に發し酒池に灌ぎ濁流混々終に下層九尺二間の間口に浸潤せんとするものあるを慨嘆し之れを防止せんとするの餘引援したるに外ならずと御承知被下度候曾て鄕里の矮屋に蟄居せるの日德富蘇峰子の罪惡は貧者の專有物にあらずてふ說を讀み感嘆する所ありしに今方に鼠小僧の墳墓を觀るに及んで舊感を喚起致候まゝ餘白を瀆したる次第に御座候尙附言致度は今日に於ては獄吏の虐遇に堪へずして殺人罪を犯すが如きは夢にも想ひ及び不申候へども上流社會を待つに寛にして下層社會を遇するに酷なるの現象あるに於ては一日ゝ速に排除せざるべからざるが故に法を立て律を司るの士且つは刑罰執行の任ある獄務家は如何なる方策を以てせは斯る偏頗を避け最も衡平に裁斷し得へきか將又個人的の處遇を完ふし得べきかを考量し此難問に解決を與へざるべからざることゝ存候否社會問題として攻究すべき價値あるものと斷するを憚らざるものに候而も監獄に於て富貴貧賤に依て處遇に寛嚴厚薄を付するが如きことあらは稠人の嗤笑を招くに止らず刑罰執行の趣旨を歿却することゝ存候に付苟も閑問題として看過せられざることを望み更に犯罪の原因手段目的の如何を詳悉し個人的處遇の名實相伴ふことを期し申度候

畏友印南於菟吉君は多年監獄局に在りて獄務に鞅掌せられ傍ら協會誌上執筆の勞を煩したること尠からず候處歐米の監獄事情及免囚保護事業研究のため不日觀光の途に上らるゝ趣願ふに君の健腦は此等複雜の事業に傾注して餘裕可有之と存候彼地に於て見聞せられたることは時々監獄協會に寄せらるゝ筈なれば向後の誌上は君の流暢なる文章に依りて光彩陸離斯道の爲めに垂示せらるゝの裨益不尠事と存候匆々

其二

拜啓昨今は一に戰爭二にも戰爭と有らん限りの腦漿を戰爭に注ぎ込みまた餘事なき有樣にて府下の新聞紙は日々幾度となく號外を發して戰報を齎らしつゝあり中には雜誌の武裝抔と聲言せる廣告もありて何等の意味にや薩張り腑に落ちぬことも有之候斯る兵馬倥偬の時に於て吾曹獄務に從ふ者吾監獄協會は趣味なき消極事業に奔走致候は或方面より觀れば腑甲斐なきものと一笑を受くるやも難測候へども功の成るは成るの日に成るにあらずして其種子は切瑳琢磨の間に宿り禍の起るは起るの日に起るにあらずして逸樂放縱の中に萌すものにて戰捷に戰捷を重ぬる所以のものは無事泰平の日に於て兵を練り武を磨きたるの効果に外ならずと會得せば殊更に社會の歡待民衆の輿望を得ずとも盡すべき天職に忠實なれば早晩其光輝を發すべき時機に到達すべく期待致候承り候得は東京市谷兩監獄の教誨師諸君は軍國匆忙の秋なるにも拘らず每週交互に會合し冷靜なる頭腦を以て監獄に於て日夕親炙せる遇囚方法付帶理由免囚保護事業の施設等時事を捉へ來りて鬪究せらるゝ趣定めて教誨及教育の上に意思を疏通し兩監獄の聯絡を保ち得るの便宜一方ならざるは勿論其結果國家に貢献せらるゝこと尠からざることと敬服致候犯罪の豫防減少は教誨教育に待つこと多きは明かなる事實に候故斯る會合は最も有益なることゝ存候若し全國監獄教師教誨師諸君にして時々右等の會合を催さるゝことゝならば其効果の顯著なるべきは申すまでもなく延て全國宗教家活動の發端となり豫想外の快哉を叫ふの期なしとも斷し難し別段難問題を擬するを要せず日常親しく目擊したる事實のまゝを話題として不偏不黨の所感を披攊せば事足るべしと存候新聞紙上散見する處に據れば英國にては囚人に鏡を携有せしめ囚人をして自己の心中の濁れるを顧みるを得せしむ又瑞典の政府は斧を以て斷頭機に代へ死刑を執行することゝせりと云ひ歐州にては文學者に姦通罪を犯す者多く有名なる學者亦此中に少からずとの記事を掲げたるもの有之候既に御承知にも可有之候へ共右等の事實は教誨教

育に從事せらるゝ諸君の研究に値ひすべきものと存候特り敎師敎誨師諸氏のみならず獄事研究の人士の一顧を煩すべきものに候はずや

監獄費の多大なるは其國犯罪者の多數なるを證明することにて決して嘉すべきことには無之候に付一人にても犯人を減少し國費を節約することに注意を要するは今更繰返すまでも無之御承知の如く監獄費は前年度よりも減額せられたるに拘らず犯罪人は減少せず寧入監者は增加するの傾有之候まゝ監獄事務に從ふ者は各其監獄經費一年度の歳出入額の收支整理に綿密周到ならざるを得ざる義に御座候藤澤典獄曾て部下を戒めて曰く人若し實務家に問ふに。本縣監獄に拘禁せらるゝ人員幾何なるや、曰く知らず。未決拘留中の日數は約幾日に涉るや、曰く知らず。在監人中何罪最も多數なるや、曰く知らず。竊盜罪は總人員の幾割に比例するや、曰く知らず。一ヶ年の監獄費額幾何なるや、曰く知らず。囚人一人に要する一ヶ年の費額幾何なるや、曰く知らず。然らば貴下は監獄に於て如何なる業に從ふやと問はゞ赧顔また辯ずるの辭なかるべし如此は監獄改良經費節減は望むべくも得べからざるなり監獄に職を奉ずる者は須らく世人の注意を惹くべき事項は常に記臆せさるべからずと實に言簡にして至るものと心服仕候監獄事業の複雜なる到底細微の點に至るまで無漏記臆せんことを強ゆるは酷に過ぐるものと存候へども如上數項の如きは看過すべからざるものに御座候

「東京便」と申候へば別天生の專有物の如く御了解の向も有之候へども其何人の投稿たるを問はず歡迎せらるべき筈に付論說たると事實たるとを問ふことなく續々發表せられんことを希望に堪へず候斯道の先輩諸君は各地に於て實驗施設せられたること多々可有之一臂の勞は誌上の面目に異彩を添ふるのみならず智識交換の裨補たることと萬々に御座候殊に囚人に直接し起居を俱にせらるゝ敎誨師看守女監取締諸君の實驗談論說等亦一段の妙味深かるべくと存候至囑々々

○琺瑯燒食器の良否

在監人食器の調製材料は琺瑯燒陶器若くは磁器製と定められたる以來各監獄に於ては旣に改良せられ或は改良せられつゝあるも其間狡猾なる商人の粗惡品を納入して機利を貪らんとする者なきにあらず當局者は其品質の良否に注意するを要す今多年琺瑯燒器具の製作に從事せし專門家に就き注意すべき要點を聞くに概略左の如し

一　食器は白色を尊ふ然れども紫紺色の耐久性のものもあり

二　舶來琺瑯燒は比較的重量は輕し麁製品ほど重量を增すは原板の惡しきと琺瑯質の粗且不良なるより來るものにして各品を比較すれは容易に判斷し得るものなり

三　琺瑯燒製品には獨特の光澤あるを要す光澤なき品は多くの原料粉末の粗なると燒付火度の適當せざるに因るものとす

四　琺瑯燒原料たる鋼鐵板は外皮琺瑯の厚薄に相當し鐵板の彎曲に伴ひ琺瑯質も自由に屈曲するを良とす麁惡品は兩掌を以て數回屈曲すれば鐵板と琺瑯質と分離し打擊に抵抗し得ずして琺瑯質は剝離し直に酸化して銹を生じ破損し初むれば暫時にして琺瑯全部剝去するものなり

五　精良品は手指又は脂肪質の外面に附着し汚點を見ることあれば重炭酸曹達又は食鹽にて洗滌すれば其汚垢を去り清潔となるべし

六　琺瑯器具の良否を試檢するには鐵槌又は鐵火箸を以て打ち堅脆を試みれば直に了解することを得るなり

七　麁製品は原鐵器に凹凸多く之れに琺瑯質を厚く燒付けて之を蔽はんとするものにして恰も縮緬樣の外觀を呈す此等の品は自然に寒暑の變によりて剝離を來たすものなり

○監獄製作品の陳列販賣

甲府監獄にては同監獄に於て製作せし物品を同監獄陳列場にて販賣するの方法を立て本年に於て旣に三回陳列販賣を試みたるに每回豫想外の好況にて就中靴、指物類の如きは最も好評を得幾んと其全部を賣盡し尙其場に於て續々新に製作の注文を受けたるを以て一層販路を擴張し一般の需用を充たすの計畫なりと云ふ、監獄に於ては大規模の陳列場を設くることは困難なるべくまた頗る考慮を

要すべきことなるも監獄の秩序を害せざる限に於て監獄建物の一部を以て之れに充て若くは或地方を限定して一の陳列場を設け全國監獄の製作品を蒐集陳列して一般公衆の需用に應ずることゝせば販路を擴張し得て監獄作業上の收益を增すのみならず監獄の事情を世人に紹介するの一端となるを得ん

○囚人の獄衣染色の材料

囚人に貸與する衣類は監獄則施行細則に於て赭色と定められ多年襲用し來れることとなるが或實務家の意見に據るときは之れが染料に乏しく現今廣く各監獄に於て用ひらるゝ「ベニガラ」は着色力弱く剝落し易くして赭色の本色を保つものは稀にして啻に濃淡あるのみならず赤色若くは樺色と變じ各地方其色を異にするは勿論一監獄に在ても一定せしめ難く紀律上遺憾尠からず加之剝落し易きを以て身体器具器械製作品等苟も之に觸接するものは悉く赤色を帶び觀る者をして一種の不快を感ぜしめ而かも礦物性なるがため健康を傷ふ者も少からず殊に洗濯する每に色揚げを要するを以て地質を損すること少からざるのみならず多額の經費を要すること勿論なり其他赭色の染料二三ありと雖も大同小異にして獄衣の赭色なるは規律上保健上又經濟上得策なるものにあらず故に囚人の獄衣は薄鼠色とせば清潔にして褪色せざることも赭色に優るべく体裁の點より觀るも赭色の夫れよりも優れるのみならず染料も極めて廉價にして赭色染料の約十分の一を以て足るべし云々斯道に從事する諸子の攻究を要すべきものなるべし

○軍籍に在る看守人員

監獄職員にして豫備役後備役又は補充兵の軍籍に在る者看守長以下幾んど千二百名の多きに達し其大部分は看守なること勿論にして少尉の官職を帶ぶる者二三ありと云ふ左に各監獄看守にして陸軍曹長及同相當官以下の兵籍に在る二月末日現在人員を掲げ參考に供す表中其他の欄には海軍諸卒三陸軍看護手七縫工卒二砲兵助卒三及屯田兵一〇を含む

	曹長	軍曹	伍長	上等兵	一、二等卒	輜重輸卒及補充兵	其他	計
小菅		一		四	六	二		一三
東京		三		一	一五		一	二〇
市谷					七			七
巣鴨	一	二		三	一〇			一六
横濱		三		五	八	一	三	二〇
浦和		一		五	一一	三		二〇
前橋		二		二	六	二		一二
千葉	一	四		二	一七			二四
水戸				七	一〇	一		一八
宇都宮		二	一	一	六	四		一四
長野			一	一一	一四	三		二九
甲府		一	二	四	六			一三
安濃津		一	二	二	一五			二〇
名古屋		四		五	一六	六		三一
靜岡		一		四	九	五		一九
膳所				六	七	二		一五
岐阜				三	八	二		一三
福井				三	一			四
金澤		一	二	七	五			一五
富山			四	三	六			一三
新潟	一	五	一	五	一七			二九

宮城		一			六			七
仙臺	一	一		五	一二	三		二二
福島		一		七	一一	一		二〇
盛岡			一	三	三	一		八
青森	一	五	四	一	八	四		二三
山形		一	一	五	三			一〇
秋田				八	五	二		一五
京都				三	五	四	一	一三
大坂		三	二	九	一〇	一〇	一	三五
堀川	一			四	八	四	一	一八
奈良		二	一	二	七			一二
和歌山	二		一	六	五	二		一六
神戸		八	二	六	二六			四二
岡山			一	八	九	一一		二九
廣島		三	六	一一	一四	六		四〇
山口	一	二	四	四	四	三		一八
鳥取		三	二	四	三			一二
松江		二	四	三	一三			二二
德島		二	三	二	六			一三
高松			一	八	八	七		二四
松山		一		二	二	一〇		一五
高知		一		一二	六	二	一	二二
三池			二	一一	九	六	四	三二

長崎		一	二	八	一八	六		三五
福岡	一	二	七	六	一五	四		三五
大分		一	三	七		一		一二
佐賀			二	六	三	一一		二二
熊本			三	一	七	四		一五
宮崎		二	二	四	六	三		一七
鹿兒島			五	一二	九			二六
沖繩		一	二	二	一			六
樺戸		一		三	一九			二三
網走	一	二	二	一〇	三二	九	一	五七
十勝		一	五	一	一五	一	一〇	三三
函館				三	八	二	一	一四
札幌				四	一八	一		二三
總計	一一	七八	八一	二七四	五三四	一四九	二四	一、一五一

（備考）召集ニ應スルガ爲メ退職シタルモノハ除ク

○鵞口瘡患者發生

奈良監獄にては本年五月上旬の交同監建築場に服役の囚人中初て口内患者數名發生し漸次増殖の兆候あり其症狀は輕重に係らず毫も發熱の之に伴ふ者無く全く普通の咽喉加答兒若くは口頭加答兒の類と其趣を異にするを以て或は一種の傳染病にあらざるやの疑を生じ醫務所長をして之が調査に從事せしめ一面其原因の那邊に存するかに付調査を要し乃ち本年三月監獄協會雜誌所載の德島監獄に同病患者發生の例を見るに其初發期の外國の白米のみ給與せし期日と殆んど同時期なるを以て或は外國米給與に起因するものにあらざるやの疑ひを

生じ關西地方監獄中外國米のみ給與の成蹟を問合せたるに獨り德島監獄を除くの外は何れも口內患者發生の事實なき點より見るも已に外國米給與に關係を有せざるや殆んど疑ひを容れざるに至りたるより或は飲料水の關係にあらざるやを疑ひ試みに建築塲構內の井水を試驗せしめたるに其成蹟左の如くにして是亦毫も該病因となるべきもの有るを認むる能はず

	炊所井水	便器洗所井水
反應	無色澄明無臭氣無浮遊物沈澱物僅微中性	無色澄明無臭氣無浮遊物沈澱物少量中性
格魯兒	驗体百万分中　一〇、〇瓦	同上　八、〇瓦
有機物	驗体百万分中カメレオン消費料　三、二瓦	同上　三、〇瓦
硫酸	僅微	僅微
硝酸	僅微	僅微
亞硝酸	不檢出	不檢出
安母尼亞	同	同
全硬度	少量	少量
認定	良水	良水

然るに患者數は日を逐ふて愈々增殖するの勢ひありて同月中旬には二十一名より八十四名下旬に至ては八十六名より百廿二名の衆きに及べり翻て民間の狀況を視るに市民中稀に二三點發の同一患者無きに非ずと雖も此は通常の情態にして固より流行性のものとは認め難し然るに醫務所長が爾來銳意調查の末患者の含嗽せし汚汁に就き細菌的檢查の結果鵞口瘡ビルッと稱する傳染性徵菌なることを發見せし旨別紙寫の通り報告ありたるより茲に救治の端緒を得豫防法として各囚人は每日三回食後重炭酸曹達水を以て含嗽せしめ其の重患者には尙は「グリスリン」石炭酸を塗布せしめ又每日食器を煮沸し其他衣類臥具等も隔離及び消毒を嚴にし專ら注意を施したるに本月に入りてより幸にして病勢猖獗ならず一日以降一增一減目下百二十六名（六月九日現在）の患者あるも已に其の病原明瞭なるを以て其豫防及び治療の方法を勵行し今後復た病毒の蔓延を來さゞらんことに努めつゝあれば撲滅の期も蓋し遠きに非らざるべしと

▲口內炎に付上申

本年五月以來假監囚人に於て口內炎を發し爾來漸次增生し六月一日以來本監囚人に於ても一二同病羅るものを生ずるに至るを以て本病は何に起因して來り又た傳染性疾病ならざるかを調查せんとして數日に渉りて之を精查し其成蹟を得たるを以て上伸仕候也

口內炎と稱するは初め口唇の粘膜舌背或は軟口蓋粘膜に汚穢灰白色の斑點を生じ次で粘膜の上皮剝離して彼是接續したる廣き火焔色をなす潰瘍に變じて其潰瘍底は尤も淺し且つ知覺過敏となる然れども潰瘍に出血なく又惡臭なし尤も重症のものは之れが咽頭及喉頭に蔓延して嚥下困難聲音嗄嘶咳嗽を發するものあり發熱は一般に認めず以上の如き病狀なるを以て休役せしめ醫療を加ふるものは甚だ稀なり本病は未だ本監獄に於て曾て見ざる疾病にして其疾病の局處性にして淺在潰瘍の存するより考ふるときは或は現今外國米を使用するを以て此の米質又之に混合する雜物の爲めならんかと疑ふに元來一般の外國米は何れも既に內務省に於て正確なる分拆表を公示せらるるを以て之れに依るに何等の病因を疑ふものあらず其混合物に至りては白米洗滌の際其大部分は除去し得らるるを以て是れ亦病因を起さず獨り其混合物中に石灰質を含有するあるも白米洗滌の際其大半は除去し殘餘は多少遺存せらるるも只之れのみを以て此の如き疾病を生ずるものとは斷定に苦む所なり或は假監に於ける役業に依りて生ずる麁芥の刺戟に因するかを疑ふ然れども或る役業に於ては多數の病者あるも他の役業に於ても皆な之の病者あり且つ從來より今日に至るも同一の役業にして突然に此の病を發するを見れば獨り役業が原因すべきものとは斷じ難し

或は外襲性の原因にあらざるかを疑ひ其病處の組織片又た含嗽せしめて其汚汁に付き細菌的檢查を行ふに鵞口瘡ビルッを檢す依て本口內炎は鵞口瘡と名づくる傳染性疾病なることを斷定し得たり然るに此の鵞口瘡ビルッは何れに在るか又何れの道路より來りしかを研究するに元來鵞口瘡ビルッはビルッ族中のオイヂウムアルビカンスと名づくる口內寄生性バイキンにして常に空氣中に存在す故に吾人は常に此の細菌に接觸しつゝあり然れども健康淸潔の口內に於ては發育せず然れども健康を

害するの口內又常に不潔の口內に於ては此の細菌の發育する所となり遂に鵞口瘡と名づくる口腔疾病を發するに至る彼の哺乳兒の口內不潔のため又衰弱病者の口內不潔のために每に此の細菌に侵さるるは何人も認むる所なり

今や吾假監に於て俄然鵞口瘡の發生せるは元來囚人は口內を社界に生活する如く充分清潔ならしむる能はず尙は建築事業の爲め諸種の塵芥を生ずる役業を取らしむる爲め彼等は其業に依て生ずる塵芥を鼻道及口腔より空氣と共に攝取し益々口內を不潔ならしむるため氣中の鵞口瘡ビルツ口腔に蕃殖發育するに適當なる場所を與ふるがために本病を發生するに至るものと思考す役業に於ける塵芥中に於ても殊に本病を發生するは鑛物性又は木質性等の重量の重き者の口內を不潔ならしめたるものに多きが如し即ち假監役業中石工土工煉化製造煉化の干燥及運搬大工木挽等の役業に多數の本病者を生ずるを以て推知せらる

本病の豫防及撲滅

鵞口瘡ビルツは元來空氣中に存在し前述の如く口腔の不潔なるときは直に其部に發育蕃殖して疾病を發生せしむるが故に特に口肉を清潔に保ちこれか發育を防がざるを得ず傳染の道路は食器が其媒介となるが故に嚴密の消毒を要す其他の衣類臥具等も可及的消毒法を講ずるを必要と認む

右及上伸候也

明治三十七年六月四日

奈良監獄

醫務所長　吉田常文

口內患者作業別日表　（明治三十七年五月）

日	石工	鍛冶工	大工	木挽工	土方	煉化積	煉化製造	同干燥運搬	煉化燒	運搬夫	計
一											
二				一	一						二
三				一	一						二
四				一	二	一			一		五
五				一	二	一	一		一		六
六				一	四	一	一		一		八
七				一	四	一	一		一		八
八				一	四	一	一		一		八
九			一	一	四	一	一		一		九
一〇	五	二	二	一	四	四	一		一	一	二一
一一	五	二	二	一	四	四	一		五	一	二二
一二	五	二	二	一	四	四	一		一	一	二一
一三	六	三	三	一	三	一	二	二	一	一	二三
一四	七	三	三	一	八	一	七	四	一	一	三六
一五	七	三	三	一	八	一	七	四	一	一	三六
一六	七	四	三	三	一〇	三	七	五	一	一	四四
一七	七	四	三	三	一〇	三	七	五	一	一	四四
一八	九	四	四	七	一五	三	一〇	七	二	一	六二
一九	九	四	五	七	一五	三	一〇	七	二	三	六五
二〇	一三	五	九	九	一九	四	一〇	一〇	二	三	八四
二一	一三	五	九	九	一九	四	一二	一〇	二	三	八六
二二	一三	五	九	九	一九	四	一二	一〇	二	三	八六
二三	一三	五	九	九	二〇	四	一二	一〇	二	三	八七
二四	一八	五	一三	九	二一	四	一二	一一	二	三	九七
二五	一八	五	一三	八	二一	四	一二	八	二	二	九二
二六	一九	五	一四	八	二二	五	一三	八	二	二	九八
二七	一九	六	一七	八	二三	五	一四	八	四	三	一〇三
二八	二一	六	一八	八	二六	六	一六	八	四	三	一一六
二九	二一	六	一八	八	二六	六	一六	八	四	三	一一六
三〇	二一	七	一七	七	二八	六	一六	八	六	三	一二二
三一	二一	七	一九	八	二八	六	一六	八	六	三	一二三
計	二七七	九八	一九六	一三四	三七五	九一	二一九	一四二	五六	四六	一、六三三
一日平均人員	九	三	六	四	一三	三	七	五	二	一	五二、六

同上（六月分）

日	石工	鍛冶工	大工	木挽工	土方	煉化積	煉化製造	同干燥運搬	煉化燒	運搬夫	炊夫	計
一	二〇	八	二〇	九	二八	七	一六	九	六	四		一二七
二	二〇	八	二〇	九	二七	七	一六	九	六	四		一二六
三	二〇	九	二〇	一〇	二九	九	一七	一三	六	四		一三七
四	二〇	九	二〇	一〇	二九	九	一七	一三	六	四		一三七
五	二〇	九	二〇	一〇	二九	九	一七	一三	六	四		一三七
六	二〇	九	二一	一〇	二九	九	一七	一三	六	四		一三七
七	二〇	九	二〇	一〇	二九	九	一七	一三	六	四	一	一三九
八	一三	三	二〇	一〇	二九	九	一八	一五	六	四	一	一二八
九	一三	三	二〇	一〇	二七	九	一七	一六	六	四	一	一二六

（備　考）六月分は九日までを調査したるものとす

○安濃津監獄の脚氣患者

安濃津監獄に於ては本年五月以來在監人に外國白米を給與し來りたるに五月中四十五名の脚氣病患者を生じたるを以て豫防救治に怠りなかりしも病勢漸次に猖獗六月に至り同病者五十四名の發生を見るに至りたるを以て監獄醫の意見に依り日本米粥食を給與せしに經過頗る佳良にして遠からず熄滅の効果を得べしと云ふ因に今日にては同監獄在監人には麥飯を給與せりと

○戰時と監獄衛生

監獄衛生に就ては監獄醫の意見に依り遺憾なく施設せらるゝは勿論なりと雖も炎暑の候諸種の惡疫の流行すること從來の經歷に依るも明白なり殊に梅雨後の數日は寒暖の劇變ありて往々身體精神に異狀を來すことあるを以て充分注意戒飭を要す殊に戰時若しくは戰後は惡疫流行せることは專門家の唱導せるのみならず事實上數次證明せられたることなれば此際監獄の如く多衆を收容する場所に在ては豫め其施設方法を研究し應急の覺悟なかるべからず風土の異れる戰地より惡疫の襲來を受くるが如きことあらば由々敷大事なりと雖も之に反して若し監獄內に惡疫發生し漸次蔓延して戰地に在る將卒に傳染するが如きことあらば實に千載の恨事にして皇師の榮譽を滅却するに至るを免れざるべければ注意の細密周到ならんことを望むと或當局の一人は語れり附言三十五年度中虎列拉病流行に際して之れが豫防救治のため全監獄にて支出したる金額は約六千二百餘圓なりと

○看守服地と米麥代價

毛織物非常特別稅法發布の結果各官衙に於いて毛織物製造場より購買する絨地についても當然消費稅を納付するを要し又當業者より買取るとするも納稅額丈は從來の價格を騰貴せしむることゝなりたるが爲め之に要する各監獄の經費も寡からざることなるが大坂監獄に於ては種々調査の末市內商店に從來の持合品にて需用に餘りあるを知り競爭入札に付し壹碼に付二圓拾壹錢に購入することを得從來使用せし東京王子若くは加古川等のものに比し價格低廉にして品質亦劣ることとなし又在監人食糧用玄麥は五月末には一石に付九圓七十八錢なりしに昨今各地より新麥の着荷あり頗る市場に好況を呈し中等品にして七圓貳拾錢內外にして新暹白米も中等品以下にて最近の購買價格は一石に付九圓六十八錢なりと云ふ米麥の現品拂底若くは價格不廉なる地に在りては便宜同監獄に購買方を委託するも亦得策なるべし

○陸海軍に召集中休職給支給方に就て

豫備役後備役若くは歸休兵にして看守たる者戰時又は事變に際し召集せられたるが爲め休職を命せられたる者には陸軍又は海軍より受くる俸給又は給料の額が休職當時の俸給額より寡少なるときは其不足額に相當する額以內を支給し得ることゝなりたるにより監獄に於ては陸海軍より受くる俸給又は給料の額を知悉するの必要あり其取扱方に就ては各監獄典獄へ通牒せられ且つ陸海軍兩省へ交涉を遂げられたるに陸軍省にては四月三十日陸達第九十三號海軍省にては四月二十五日達第八十四號を以て左の如く一般達せられたりと云ふ

陸達第九十三號

豫備後備若くは補充兵役に在り又は歸休兵にして文官たる者召集に應し奉職官廳より俸給の補給を受くる者に係る取扱方左の通定む

明治二十七年陸達第百十三號は之を廢止す

第一條　左に揭くる事項は本人より俸給支給部隊の證明を受け其時々奉職官廳に屆出へし

一、部隊編入の月日及部隊より受くへき俸給額

二、召集中俸給額に變更を生したるときは其變更額及月日但し陸軍懲罰令及陸軍給與令に於て俸給を減給する場合は此限にあらす

三、召集解除の月日

第二條　前條の俸給額は陸軍戰時給與規則に依り增給を受くる場合に在りては其の增給を加算せす

第三條　召集中本人死亡したるときは其當時の俸給支給部隊より本人召集前の奉職官廳に之を通報すへし

第四條　巡查、看守、陸軍監獄看守、陸軍警守等にして召集に應し奉職官廳より俸給の補給若くは

休職給を受くる者には前三條の規定を準用す

達第八十四號

文官及文官待遇者たる海軍豫備役、後備役軍人及歸休兵にして召集中明治二十七年勅令第百二十九號明治三十七年勅令第七十七號同勅令第百二十一號同勅令第百二十二號公立學校職員俸給令第十五條及巡查看守俸給令第五條の二に依り文官及文官待遇者の奉職官衙より其の俸給の補給を受くべき者は所屬艦團其他各部の證明を受け左の事項を該官衙に通報すべし

一、召集に應したるとき准士官以上に在りては指定地到着の月日、下士卒に在りては入團の月日竝海軍に於て受くべき俸給額但し俸給額には海軍戰時給與規則の增俸を加算せす

二、俸給額に異動を生したるときは其月日及異動額

三、召集を解かれたるとき准士官以上に在りて事務引繼殘務調理に從事するときは其の事務の了りたる月日之に從事せざるときは召集を解かれたる月日下士卒に在りては退團の月日

召集中死亡其の他事故に因り給與を停止したる者あるときは當時所屬の艦團其他各部に於て本人召集前の奉職官衙にに通報すべし

文官及文官待遇者外にして其奉職官衙より俸給の補給を受くへき者あるときは前各項の規定を適用す

○附加罰金刑を有する者の假出獄に就て

往々各監獄より上申せらるゝ假出獄稟申書中附加罰金を有する囚人に就ては何等の記載なき爲め特に照會往復する所ありて手數一方ならず若し附加罰金ある者にして假出獄を稟申せらるゝときは將來は必ず上申書中に罰金完納の旨を附記すべしと謂ふ實際罰金完納の手續運ばざるときは此者は假出獄の恩典に與かることを得ざる內規なるに依り當局者は此邊に注意あらむことを望む

法令

○司法省訓令第三號（明治三十七年六月一日）

今般宮城監獄の種類改定に付自今新潟福島山形水戸前橋宇都宮の各監獄に於て確定したる徒刑流刑囚は小菅監獄に宮城盛岡青森秋田の各監獄に於て確定したる徒刑流刑囚は樺戶監獄に押送すへし

○司法省訓令第四號（明治三十七年六月一日）

明治三十六年（四月）司法省訓令第二號監獄の下割註宮城の二字を削る

○司法省告示第三十號（明治三十七年六月一日）

明治三十六年（三月）司法省告示第十七號中宮城監獄の項を左の通改め仙臺監獄の一項を削る

宮城監獄　　地方監獄、拘置監、懲治場

○司法省告示第三十一號（明治三十七年六月一日）

明治三十六年（三月）司法省告示第十八號中名古屋監獄の次に左の一項を加へ仙臺監獄の一項を削る

宮城監獄	宮城縣仙臺市
仙臺分監	
古川分監	宮城縣志田郡古川町
石巻分監	宮城縣牡鹿郡石巻町

○正誤

本誌前號掲載の小河委員長の講話に就き今回出張中の同氏より左の申越あり謹て訂正す

筆硯益々御清適奉賀上候陳者去月發行の監獄協會雜誌途中接手小生講演速記御掲載相成一讀候處速記生の聞誤りにや往々難解の點不尠就中陀羅尼經の句とやらに惡人尙往生す況んや善人をやと申す事候樣速記相成居候處陀羅尼經など申すものは一向に小生の存知せさる所に有之右は「歎異抄」に「善人尙もて往生を遂く況んや惡人をや」と申す引用語を聞誤なりしものと存候に付せめて是れだけなりと次號に御訂正被下樣御依賴申上候拜具

明治三十七年六月二十日
發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
東京市麹町區飯田町五丁目卅二番地
發行所　監獄協會
東京市京橋區三十間堀二丁目一番地
印刷所　明教社